

令和4年度

# ディスクロージャー誌

【令和4年4月1日～令和5年3月31日】



令和5年7月

庄内たがわ農業協同組合

山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-64-3000

# 目 次

## ごあいさつ

1. 基本理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況(令和4年度)	3
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献情報	10
7. リスク管理の状況	10
8. 自己資本の状況	14
9. 主な事業の内容	15

## 【経営資料】

### I 決算の状況

1. 貸借対照表	31
2. 損益計算書	32
3. 注記表	33
4. 剰余金処分計算書	64
5. 部門別損益計算書	65
6. 会計監査人の監査	65

### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	67
2. 利益総括表	67
3. 資金運用収支の内訳	68
4. 受取・支払利息の増減額	68

### III 事業の概況

1. 信用事業	69
(1)貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2)貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関連の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生政策開示債権区分に基づく 債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3)内国為替取扱実績	

(4)有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	

(5)有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、 有価証券店頭デリバティブ取引	

2. 共済取扱実績	78
(1)長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2)医療系共済の共済金額保有高	
(3)介護系その他の共済の 共済金額保有高	
(4)年金共済の年金保有高	
(5)短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	79
(1)購買事業取扱実績	
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2)販売事業取扱実績	
③ 受託購買品	
④ 買取購買品	
(3)保管事業取扱実績	
(4)利用事業取扱実績	
(5)その他の事業取扱実績	
① 加工事業取扱実績	
② 福祉介護事業取扱実績	
③ 農用地利用調整事業取扱実績	
④ 共同管理施設利用事業取扱実績	
⑤ その他事業取扱実績	
⑥ 指導事業収支内訳	

### IV 経営諸指標

1. 利益率	81
2. 貯貸率・貯証率	81

## V自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	83
2. 自己資本の充実度に関する事項	84
3. 信用リスクに関する事項	86
4. 信用リスク削減手法に関する事項	89
5. 派生商品取引及び長期 決済期間取引の取引相手 のリスクに関する事項	90
6. 証券化エクスポートージャー に関する事項	90
7. 出資その他これに類する エクスポートージャーに関する事項	90
8. リスク・ウェイトの みなし計算が適用される エクスポートージャーに関する事項	91
9. 金利リスクに関する事項	91

## VI連結情報

1. グループの概況	93
(1)グループの事業系統図	
(2)子会社等の状況	
(3)連結事業概況	
(4)最近5年間の連結事業年度の 主要な経営指標	
(5)連結貸借対照表	
(6)連結損益計算書	
(7)連結キャッシュ・フロー計算書	
(8)連結注記表	
(9)連結剰余金計算書	
(10)農協法に基づく開示債権	
(11)連結事業年度の事業別経常収益等	

## 2. 連結自己資本の充実の状況

(1)自己資本の構成に関する事項	
(2)自己資本の充実度に関する事項	
(3)信用リスクに関する事項	
(4)信用リスク削減手法に関する事項	
(5)派生商品取引及び 長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	
(6)証券化エクスポートージャー に関する事項	
(7)オペレーション・リスク に関する事項	
(8)出資その他これに類する エクスポートージャーに関する事項	
(9)リスク・ウェイトの みなし計算が適用される エクスポートージャーに関する事項	
(10)金利リスクに関する事項	

## VII財務諸表の正確性等にかかる確認

### 【JAの概要】

1. 機構図	148
2. 役員構成(役員一覧)	149
3. 会計監査人の名称	149
4. 組合員数	150
5. 組合員組織の状況	150
6. 特定信用事業代理業者の状況	150
7. 地区一覧	150
8. 組合の沿革・あゆみ	151
9. 店舗等のご案内	155

# ごあいさつ

“JA 庄内たがわ”は山形県庄内地方の鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村）と庄内町（旧・余目町、旧・立川町）、および三川町の1市2町（旧7町1村）を区域とし、庄内平野、出羽三山、日本海等の自然に恵まれた風光明媚な農業地帯にあります。

当JAは営農指導・販売、信用、共済、生産資材、生活福祉の各事業を行っており、JA事業における機能、経営体質の強化と組織づくりにより、総合農協として地域の方々、利用者の皆様の豊かな農と生活をサポートし、信頼とサービス、満足度の追及に向けた事業を展開しております。広く地域の皆様より親しまれています。

国民の間で農畜産物に対する安心・安全・新鮮・美味しさを求める声が高まる中、当JAでは管内農畜産物の「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」への対応や「生産履歴記帳運動」に取り組み、消費者に生産履歴を開示・提示できる体制を築いております。

基幹作目である「米」については、たがわブランド米（「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」）の安定生産や、特色ある「こだわり米」の食味向上を図るため、土づくりを基本に生産者と一緒に取り組んでおります。園芸作物としては、「庄内柿」「アスパラガス」「枝豆」「ねぎ」等の雄大な自然が育んだ特産品を取り扱うとともに、自ら経営するワイナリーで、地元醸造用ぶどう原料100%のワイン等を製造・販売し、県内外から広くご利用いただいております。

生産資材店舗は5店舗あり、拠点であるJAグリーンふじしま店と、庄内町、羽黒、櫛引のグリーンコーナー3店舗を中心利用者の利便性と満足度の向上、低コスト生産を支援する事業を展開しております。配送センターでは、広域集中管理搬送体制に取り組み、配送コストの低減や配送の効率化を図り生産資材の安定供給に努めております。また、インターネット利用によるタッチパネル方式のJA版農業電子図書館を上記4店舗に設置し、その有効利用により病害虫診断や適正農薬の選定など商品説明・情報提供等のサービス向上に取り組んでおります。

教育文化活動としては、約800名ほどの女性部員を中心に支部ごと地域の特性を生かした活動をしております。また、女性部共同購入、女性大学、親子料理教室を開催し、文化活動や食農教育を通してJAの理解やJAファンづくりに取り組んでおります。

信用事業においては、農業・地域の成長を支援する取り組みとして金融サービスの拡充と営業力の強化を図り、顧客本位の業務運営に努めております。

共済事業においては、助け合いの理念のもと「3Q訪問活動」を通じて、JA共済の特徴でもある「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を提供しております。組合員・利用者に選ばれる共済事業の実現に向けて、利用者満足度の向上を図っております。

当JAの経営内容についてお目通しいただきますが、皆様のご利用に報い得ることを確信しております。

今後も「JA庄内たがわ」は、地域・利用者の方々と共に、「豊かさ」、「活力」の組織づくりをテーマとして取り組み、地域・利用者の負託に応える「信頼」と「満足度」の向上を目指してまいります。

皆様にも「JA庄内たがわ」の事業の輪に参加下さいますようお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

庄内たがわ農業協同組合  
代表理事組合長 海藤 喜久男

## 1. 基本理念

私たち JA 庄内たがわは、地域の人と共に「豊かな農<sup>みのり</sup>」「豊かな生活<sup>くらし</sup>」「豊かな大地<sup>つち</sup>」を実現するため、つねに期待と信頼に応える新たなJAをめざします。

## 2. 経営方針

### <経営指針>

1. 自然との共生を図り、安全な農産物を提供します。
2. 地域農業の活性化と魅力ある農業経営を追求します。
3. 地域・利用者からの「声」を大切にし、満足度の高いサービスを提供します。
4. 夢を描き、未来を担う人づくりをすすめます。
5. 公正で誠実な事業を展開し、組織改革を行い、経営を健全化します。

### <事業指針>

#### I. 豊かな農<sup>みのり</sup>

夢ある農(みのり)を創造し、人と地域の活性化を実現します。

1. 営業力の強化と生産コストの低減に取り組み、農業者の所得を増大させます。
2. 新たな担い手の育成と地域の担い手を支援します。
3. 新たな強い営農基盤を築き、地域農業を発展させます。

#### II. 豊かな生活<sup>くらし</sup>

地域の営農と生活(くらし)を支え、安心で豊かな地域社会の実現に貢献します。

1. 地域に根ざしたふれあい活動を通じ、心豊かなくらしを提供します。
2. 組合員・利用者目線に立ち、地域のくらしをトータルサポートします。
3. ゆとりと生きがいのあるくらしを提供します。

#### III. 豊かな大地<sup>つち</sup>

総合力を發揮し、人と地域に寄り添う「JA 庄内たがわ」を実現します。

1. 総合農協の機能を最大限發揮し、利用者満足度の向上を図ります。
2. JA を地域の拠り所とし、組合員との繋がりを深め、組織基盤を拡充します。
3. 農(みのり)と生活(くらし)の実現のため、経営基盤を強化します。

### 3. 経営管理体制

#### < 経営執行体制 >

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で組織される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

### 4. 事業の概況（4年度）

#### 全般的概況

令和4年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和される一方、ウクライナ情勢によるエネルギーや食糧の供給懸念が相まって物価上昇が一段と進行しました。

特に、農業を取り巻く情勢については、世界人口の増加や新興国の経済発展による需要増という構造的な問題に加え、コロナ禍による物流の混乱、原油価格の値上げ、急激な円安等の国際情勢により、農業生産資材が高騰・高止まりとなり、営農継続が危ぶまれるほどの甚大な影響を受けています。その影響は一過性ではなく長期化が見込まれており、食料のみならず、肥料・飼料・燃料等の農業生産資材の多くを海外に依存する我が国において、食料安定供給のリスクの深刻化が懸念されています。

このような状況を踏まえ、当JAでは生産資材等高騰にかかる農業生産者への支援策として、「令和4年度農家緊急支援対策」「令和4年度畜産配合飼料価格高騰対策経営継続助成事業」を設定し、対象農家への支援を決定致しました。

生産者の努力では対応できない現下の状況を踏まえ、生産者が営農継続の意欲が持てるよう今後も関係機関と連携し、要請運動を展開してまいります。

本年度は当JAにおいて、支所融資担当による住宅ローン抵当権の不正解除が発覚し、組合員・利用者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしました。現在、関係機関の指導の下、さまざまな不祥事防止策を講じながら、法令遵守態勢および内部統制機能を強化しており、一刻も早い信頼回復に向けて取り組んでまいります。尚、不正解除が発覚した住宅ローンについては令和4年度中に全額回収し、完済しております。

JA自己改革については、早期警戒制度の導入と自己改革の継続的な取り組みが制度化されたことを踏まえ、中長期（5年）の収支シミュレーションに基づく数値目標を盛り込んだ実践方策の策定と実践サイクルの構築を図り、引き続き不断の自己改革に取り組んでまいります。

農業生産構造や信用事業を中心とした将来的なJA経営をめぐる事業環境の悪化を見据え、各事業における成長戦略及び効率化戦略の確実な実践を通じて、今後とも「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に貢献してまいります。

本年度は、第9次中期経営計画の2年目にあたり、組合員をはじめ地域の皆様のご協力を頂き、役職員一丸となって各事業目標達成に向けて取り組んでまいりました。

ここに、令和4年度の事業概況についてご報告申し上げます。

## 宮農販売事業

### 農業振興

食料・農業・農村基本法制定から 20 年以上が経過し、わが国の食料・農業・農村をめぐる環境が大きく変化するなかで、政府・与党は制定後初となる基本法改正を見据え、総合的な検証・見直しをすすめています。こうした情勢を踏まえ、食料安全保障予算の確保・農林水産関係予算の増額を含む万全な農業政策の確立に向け、意見の積み上げを行いました。令和 5 年度の水田活用予算の全体像（4 年度補正予算含む）については、4 年度補正予算で措置された畑地化促進事業や畑作物产地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）と 5 年度当初予算をあわせて、大規模な予算が確保されました。一方で、5 年間で水張りを行う農地を交付対象水田とすることについての課題を積み上げた結果、一定程度の緩和があったものの現場の課題を払拭できず、特に中山間地域の農業振興や、耕作放棄地の増加等が懸念されることから、引き続き力強い農政運動を展開していく必要があります。

担い手対策については、各種補助事業や農協単独事業を活用した初期投資への支援や、肥料価格高騰対策等への申請支援、税務申告支援、労働力確保に向けた取り組み、農業経営リスクを補う収入保険をはじめとしたセーフティネットや労災保険等の各種制度の周知と推進に取り組みました。また、アクトチームの活動については、コロナ禍により訪問活動が制限されたものの、情報提供の実施と関係機関と連携した法人支援や、新規就農に関する相談機能や就農支援に取り組みました。

安全・安心農産物の生産については、JA 庄内たがわ統一作目部会の品目を中心に出荷前残留農薬分析を行い、農薬飛散防止対策や生産工程管理記帳運動の周知徹底と精度の向上、チェック体制の機能強化に取り組みました。

### 米 穀

令和 4 年産米の出荷契約は主食用米、水田活用米穀を合わせて前年比 101.3% を積み上げることが出来ました。主食用米に占める「はえぬき」「つや姫」「雪若丸」を合わせた品種構成は 89.4%（前年実績 87.2%）となりました。

水稻の移植期は好天に恵まれたものの 6 月上旬の低温による生育停滞が見られ、出穗期の穂数がやや少ない状況となりました。また、8 月の日照時間が平年比 50% 程度となったことから、登熟が緩慢となり庄内地域の作況指数は 99 と公表されましたが、実収は穂数不足と 2 次枝梗粒の登熟不良により平年比 30~60kg /10a 程度の減収が見られました。品質については品種を問わず整粒歩合 75% 前後を保ち 1 等米比率 97.9% と高品質を堅持しました。落等理由としては部分着色（カメムシ被害）が最も多く、次に充実度、胴割粒となりました。また、生産の目安の減少から水田活用米穀の取扱いが増加しており、作柄の影響から主食用米の集荷が進まず主食用米の集荷実績は前年比 86.9% と大きく減少しました。

大豆について出荷契約面積は前年に引き続き作付面積が増加（前年比 107.9%）しましたが、播種盛期である 6 月上旬に降雨が続き播種作業が遅れ、生育量が不足し平均荷受反収は 160.7kg/10a（前年比 84.0%）と少なく、検査実績は前年比 91.2% となりました。蕎麦については、前年と同等の出荷契約面積（前年比 101.1%）が積み上がりましたが、播種時期の 8 月の天候不順から発芽不良が見られ、検査実績は前年比 37.5% と大幅な減収となりました。

米の販売状況について長引くコロナ禍による需要回復の兆しが見えない中で、前年産において主産地の豊作基調により、令和 4 年産米の生産の目安が大きく減少しましたが、令和 4 年 6 月末民間在庫量は、前年から約 1 万 t 減少し、217 万 t（速報値）と公表され適正在庫を上回る状況が続き、令和 4 年産米は販売環境の厳しい状況の中、農直米の営業活動については、早期に販売先との取引数量を確定させるべく、事前販売に努めております。厳しい販売環境が続いておりますが、実需者との関わりを強化しながら農直米の比率向上により、安定した市場シェアを確保するべく、持続可能な米生産につながる販売を実践してまいります。

全国的に過年産米の持越しからコロナ禍前に至ってはおりませんが、販売進度については 31.69%（前年実績 28.62%）と前年を上回ることができ、本年度の米穀事業取扱販売高は 10,377,589 千円、計画比 109.0%（前年比 101.4%）の結果となりました。

## 園芸特産

果樹については、4月上旬の低温により一部の樹種に蕾の退化及び芽枯れが見られましたが生育期では大きな気象被害もなく平年並みの取扱いとなりました。庄内柿では着果数量を平年並みに確保できた事と収穫期が好天で経過した事もあり集荷量 2,243t（前年比 122%）、大玉比率 63.0%（前年 59.7%）となりました。販売面では全国的な豊作傾向から市況は安値となりましたが、当地の庄内柿については比較的に大玉であった事と等級が高かったことから平年並みの 229 円/kg となり販売金額は 514,817 千円（前年比 109.4%）となりました。

野菜については、8月上旬から下旬まで日照不足で経過した事から果菜類、根菜類の一部品目で収穫量の減少となりました。きゅうりは櫛引下山添団地を中心に4月下旬から機械選果を開始し集荷にあたりましたが、日照不足の影響を受け取扱い数量は 260t（前年比 90.1%）と前年を下回る結果となりました。枝豆は高齢化と労働力の確保が難しくなってきており、個々の栽培面積については縮小傾向にあり、取扱い数量は 76.4t（前年比 78.5%）と前年を下回る取り扱いとなりました。枝豆食味分析機を活用し、今後の枝豆の魅力拡大に向け関係機関と連携し試験栽培、食味調査、新ブランド販売に向けた取り組みを行いました。長ねぎは、8月の曇天から土寄せ作業の遅延と一部で病害の発生もあり取扱い数量は 136.9t（前年比 72.0%）となりました。

花卉については、輸入の減少、宅配需要の増加から花全体の市況は高値で推移し、前々日集荷による相対販売の拡大もあり販売金額では前年を上回る 268,717 千円（前年比 108.9%）となりました。

菌草については、全国的な輸入菌床の増加から国産菌床を使用した椎茸も価格が低迷となっていましたが菌床産地の表示義務化に伴って単価は 951 円/kg（前年比 112.6%）に向上しました。

販売については、新型コロナウイルス感染症の影響による販売への不透明感がある中、地元量販店や首都圏生活協同組合を主力販売先として、重点品目を中心に積極的な企画提案を行い、販売活動を実施しました。市場出荷については、全国的な気象変動が大きい中、市場動向を注視し、花卉では前々日集荷による有利販売の強化や青果物全体でも相対取引の拡大を実践し農家所得向上に努めました。

また、産直「んめ農マルシェ」では、新鮮な地場農産物の提供ならびに定期的なイベントの開催により集客に努めた結果、店舗販売高 107,401 千円（前年比 101.8%）、うち委託販売高 50,961 千円（前年比 105.0%）となりました。

以上の結果、本年度の園芸特産事業取扱高は 1,423,493 千円で、計画比 85.2%（前年比 102.7%）の結果となりました。

## 畜 産

畜産・酪農経営は、依然として高齢化や後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかかる状況が続いております。さらに、生産コストの大部分を占める配合飼料価格、輸入粗飼料価格及び燃料の異常な高騰により、経営の将来展望が描けず、担い手の規模拡大や後継者の継承等に大きな影響を与えました。疾病関係では管内の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ飼養衛生管理基準の遵守に努めました。

酪農については、一戸当たりの投下労働時間の増加、生産農家の高齢化や後継者不足といった実情となっております。コロナ禍等の影響で減少した生乳の業務用需要が回復していないことから、在庫量が増え処理不可能乳の発生が心配されましたが、全国的な消費拡大運動によりなんとか回避することができました。管内の生乳生産量は前年並みとなりました。乳価については年間を通して 108.51 円/kg の単価で推移しました。

肉用牛については、高齢化による離農、飼養牛種の変更等により前年より出荷頭数が減少しました。牛枝肉相場価格は、エネルギーコストの上昇をはじめ、物価上昇による消費者の節約志向により牛肉需要は低迷し、管内肉用牛 1 頭当たり販売価格年間平均は黒毛和種 982,595 円・ホルス去勢 497,458 円となりました。子牛市場は軟調な価格推移で年間の月平均（雌・去勢）が 50~60 万円相場となっており管内子牛販売価格年間平均は 538,266 円となりました。

養豚については、豚熱発生阻止にあたり関係機関の支援も頂きながら防疫薬剤の購入を積極的に行っての防疫体制の強化、全頭ワクチン接種、日常飼養での衛生管理の徹底が図られました。年間相場につきましては前年単価を上回り管内では 1 頭 41,722 円の年間平均単価となりました。

また、飼養管理技術及び所得の向上を目指し、経営管理手法の習熟に重点をおき、山形県畜産協会主催の畜産

経営コンサルタントを計 14 農家（酪農・肉牛・養豚）が受検、特に収益に大きな影響を及ぼす事故率の減少対策について、個々の経営にあったアドバイスを受けました。

生産基盤の維持・安定を図るために、前年に引き続き、国、県、市町の支援事業等に取り組み、畜舎の改修・機械リース導入を行い、今後の生産拡大・労力軽減に向けてまいりました。

3 畜種部会員農家戸数は、酪農 7 戸、肉用牛 31 戸、養豚 12 戸となっております。

以上の結果、畜産事業取扱高は 862,868 千円、計画比 105.0%（前年比 96.4%）となりました。

## 加工

主力である「もち」「笹巻き」は、量販店や観光施設への販売を行いましたが、21,806 千円（前年 30,323 千円）の販売高となりました。なお、立川加工所は施設、労務を含め維持継続は困難と判断し令和 4 年度をもって事業廃止となります。

「月山ワイン」は、第 16 回フェミナリーズ世界ワインコンクールにおいて、ソレイユ・ルバン「甲州シュール・リー2020」ならびに「ヴェルデレー2018」が金賞を受賞したことを含め、8 銘柄が国内外のワインコンクールで入賞を果たし、月山ワインのワインクオリティーの高さを PR することができました。

原料の買入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響での販売不振と令和 2 年産の醸造用ぶどうの豊作が影響し、令和 3 年度に引き続き買入制限を実施いたしました。買入実績 145.5t、計画比 93.9%（前年比 108.9%）の買入数量となり、特 A 等級比率は「山ぶどう」86.3%、「ヤマゾー」99.5%の原料の買入となりました。

また、販売においては、新規取引先への販売で果汁業務用を中心に販売が伸張し、ワインについては、2 月 13 日より、月山ワインと JA 全農の新ブランド“ニッポンエール”との共同企画商品として、「月のささやき」の全国販売を開始し販売拡大を取り組んでまいりました。

以上の結果、販売実績は 175,558 千円、計画比 123.6%（前年比 136.9%）となりました。

## 生産資材

令和 4 年度は肥料をはじめとした生産資材の価格高騰に伴い、仕入価格の交渉や、仕入先の多角化、早期引取による価格の抑制に努めました。令和 5 年用肥料予約注文においては JA 庄内たがわ価格高騰対策推奨商品の設定、早期予約注文の積み上げによる早期引取の強化で更なるコスト引き下げ対策を実施しました。

また、飼料価格の高騰により経営に影響を受けた管内畜産農家組合員の経営継続を支援するため、畜産農家が負担する令和 4 年度の配合飼料購入経費の一部を助成することとしました。

そして、組合員や組合員が組織する団体へは、生産資材大口価格対策〔予約購入実績（税抜）50 万円以上が対象〕、肥料の年内引取価格対策（予約価格より 2% 引き）など JA 庄内たがわ独自のコスト低減対策を継続して実施してまいりました。

これまで以上に全農山形生産資材推進室や営農指導部門と連携を図り、組合員との相談体制の強化による生産資材予約推進活動を展開しました。

以上の結果、令和 4 年度生産資材供給高については 3,844,257 千円、計画比 111.7%（前年比 114.3%）となりました。

## 信用事業

農業・地域の成長を支援する取り組みとしては、農業融資渉外を中心にアクトチームとの部門間連携、株あいとサービス農機部門との事業間連携を更に強化し、農業法人・担い手への「出向く相談機能」を積極的に展開しながら、JA バンク利子補給事業を活用した有利な情報提供と融資提案を行い、農業融資は 1,278 百万円、計画比 86.9%（前年比 106.4%）の実績となりました。生活資金でも住宅ローン・小口ローンで年間を通してキャンペーンを開催し、さらに日々の業者営業活動により住宅ローンは 2,451 百万円、計画比 122.5%（前年比 77.9%）の実績となりました。

組合員・利用者接点の再構築に向けた取組みでは、非対面サービス（バンクアプリ・個人法人インターネットバンキング）の利用拡大と、効率的な業務の見直しを図りました。

また、JA バンクとの連携で、食農教育として管内小学校へ 640 冊の教材本を寄贈し、食・農業・環境・の役割について、地域の未来を担う子供たちの理解を深める活動や、年金受給者を対象に各支所で「スマホ教室」を開催したところ大変な好評をいただき、女性部でも開催するなど幅広な活動に結びつきました。

それらをふまえ、年度末貯金残高 112,235 百万円、計画比 96.9%（前年比 97.3%）、貸出金残高 32,858 百万円、計画比 101.5%（前年比 101.5%）、貯貸率は 29.3%（前年 28.1%）となりました。

## 共済事業

普及活動については、助け合いの理念による「暮らしの保障提供」を目的に「全契約者・組合員・利用者へ最良の保障・サービスを提供する活動（3Q 訪問活動）」を柱としたライフアドバイザーによる訪問活動を展開し、ご契約内容の説明と「ひと・いえ・くるま・農業」の保障点検活動、新医療共済「メディフル」や新設した認知症共済を中心に、ご案内を行いました。実績については、コロナ禍により訪問活動が思うように出来ないことが要因となり、長期共済実績 529 万ポイント（計画比 70.9%）、短期共済実績 777 万ポイント（計画比 102.3%）、推進総合実績で 1,307 万ポイント（計画比 86.8%）となりました。

保全活動については、請求確定後の早期共済金支払事務に努めるとともに、生命・建物満期金、及び事故共済金等を含めた総件数では 13,916 件（前年比 114.1%）、支払共済金は 51 億円（前年比 93.5%）となり、契約者の心の支えとして、お役立ていただきました。

また、事故対応時には安心サポーターと支所連携による現場急行に努め、利用者総合満足度では 95.1%と県内平均以上の高い評価を受けています。

訪問活動、並びに新契約処理等を中心とした電子手続きについては、PL（ペーパーレス）・CL（キャッシュレス）手続きを推奨し事務簡略化に努めるとともに、顧客満足度の向上、web マイページ登録の普及にも努めました。（PL 割合 88.2%、CL 割合 91.1%）

## リスク管理

「コンプライアンス・プログラム」の進捗管理を徹底するとともに、業務の運営・管理の改善や不祥事の未然防止を図るため各種巡回調査指導の実施、また、クロスチェックの実施により、現金管理の牽制強化・事務手続きの理解深化に取り組みました。更に、事務リスク管理態勢の実践に向けた研修会の実施、自主検査による内部牽制の強化と職場内規律の点検に努めました。

内部統制統括部署として、管理・営農経済事業における内部統制文書の定着化に向けた推進を図り、監査法人監査に対応した内部統制機能の有効性向上に取り組みました。

また、受託組織会計については、取扱要領に則り受託組織契約以外の組織口座を対象に、通帳・印鑑の保管状況にかかる外部確認を継続実施することで、受託組織会計事務の厳格化と適正化を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策については、山形県の方針に従い、状況下に応じた行動（対応）指針について適宜発出し役職員個々の意識高揚を継続しながら「うつらない」「うつさない」取り組みを徹底いたしました。

## 総務

今年度は、第 9 次中期経営計画の 2 年度目として、部門間連携による組合員・地域利用者へのサービス向上を図り、座談会や総代会等の意見・要望を踏まえながら、農を基軸とした組織として事業展開に取り組みました。

また、組合員及び地域住民に向け、JA 広報誌「Aito」やホームページ・SNS 等の活用や YouTube チャンネルの開設、日本農業新聞に対し適時な情報提供を行い、地域農業や JA 事業の理解促進を図りました。

## **女性組織および教育文化事業活動**

女性部活動については、女性部三役が運営委員となり第15期の女性大学「あいとスクール」を開催し、「ハンドメイド」「スマホ教室」の2コースで地域の仲間づくりを進め、次世代を担う女性リーダー育成に努めました。また、女性部員の仲間づくりの取組みとしてグループでの活動や料理教室やフラワーアレンジメント、軽スポーツ、家の光手芸教室を開催しました。

地産地消・食農教育の取り組みとして地域の特産品である「米、大豆」を使った味噌作りや親子料理教室を開催いたしました。また、フードドライブ活動として、各家庭からの食料品、日用品など各支部を通して管内の社会福祉協議会に寄贈いたしました。

## **福祉介護**

「JA庄内たがわ高齢者福祉事業基本方針」に基づき、介護予防活動、JA高齢者生活支援活動の展開、介護保険事業に取組み、高齢者が元気で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりの取組みを展開してまいりました。

介護保険事業では、通所介護施設（デイサービス）において、自立支援型介護を基本とした機能訓練や季節のイベント等を施設内で実施するとともに、利用者本位のサービス提供をスタッフ一同心掛け、利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の維持、向上に努めました。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策として、送迎時の検温や健康状態の確認、消毒、換気等の感染対策の徹底を図り、感染拡大防止に取り組みました。

以上の結果、3月末介護保険事業利用者398名・年間利用料139,820千円、計画比94.4%（前年比99.1%）の実績となりました。

## **経営企画**

今年度は、第9次中期経営計画の2年度目として、経営基盤の確立・強化を図るため、JA経営をめぐる事業環境の変化に対応する取り組みをいたしました。特に、米をめぐる環境が厳しさを増す中、米穀に係る競争優位性の確保とマーケティング戦略の強化が求められていることに鑑み、米穀部を独立機構とし、米穀販売事業の強化を図りました。

財務面については、経営分析に基づき各事業の部門採算性など事業・施設の状況を再検証し、経営諸比率の維持・遵守を考慮した必要性重視の設備投資を行いました。また、遊休資産等については会計基準に則り適正な減損損失を計上し、将来に損失を繰り延べないよう財務の健全化を図りました。

業務システムについては、県統一システムの安定稼働に向け関係機関と連携を図り、課題等を解決しながら経営管理の精度向上に努めるとともに、次期県統一システムの更新に伴い、機能性・効率性などシステムのあり方を検討してまいりました。また、個人情報保護や情報ネットワークのセキュリティ対策を実施しながら安全管理体制の構築に取り組んでまいりました。

人事教育面においては、活力ある職場づくりを目指し、職員の意識改革や能力開発を通して、多様化・高度化する組合員ニーズに対応できる、信頼される職員の育成に努めてまいりました。

以上が本年度の事業概況であります。今後とも組合員はじめ地域の皆様の負託に応えるため、役職員一丸となり取り組んでまいりますので変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ事業報告といたします。

## 5. 農業振興活動

### ◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

安全・安心な農産物への取り組みとして、生産履歴記帳運動については、「やまがた農産物安全・安心取り組み認証制度」の登録品目数を7品目（庄内柿・アスパラガス・枝豆・きゅうり・ミニトマト・ねぎ・里芋）とし、山形県版GAP（生産工程管理）に取り組んでおります。

また、農産物生産工程の管理については、各作目部会や関係機関と連携を強化し、農薬飛散防止対策の徹底と出荷前残留農薬分析を実施して、安全・安心なJA庄内たがわ産農産物の生産・販売に努めております。

### ◇担い手育成の取り組み

担い手の安定経営のため、JAグループの支援事業や園芸振興支援助成等の活用による施設・農機の初期投資への支援、税務会計申告支援、社会保険等の加入・申請、担い手支援係による記帳代行等の支援強化に取り組んでおります。

また、関係機関と連携し法人化支援や、幅広い情報を迅速に組合員へ提供するため、営農指導員訪問活動の強化、新規就農者受入協議会等を窓口とした、新規就農に関する相談機能や就農支援に取り組んでおります。

### ◇地産地消・食育への取り組み

管内における地産地消の取り組みとしては、鶴岡市と地場産野菜の納入に関する協定の締結を行い、JA庄内たがわ産農産物の消費拡大運動の実施、学校給食等への米をはじめとする野菜等の提供に取り組んでおります。また、青年部活動として、出前授業・農業体験を開催するなど「食と農」に関する取り組みを行い、広く農業・食料・環境保全・文化継承に対する理解促進に積極的に取り組んでおります。

### ◇地域密着型金融への取り組み

#### ●農業・地域の成長を支援する取り組み

JAバンク利子補給制度を活用し、有利な農業関連資金の充実を図り、担い手や規模拡大等の効率化支援を行っています。

併せて、資金相談や経営相談などに関する融資担当者の知識向上を図り、多様化する経営体に即した資金相談機能を強化するため「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得に取り組んでいます。

また、アクトチーム（営農）および（株）あいとサービスとの連携を強化し、農家・農業法人等に対して出向く活動の強化を行っております。

#### ●組合員・利用者接点の再構築に向けた取り組み

より広範囲なサービスの提供と相談機能拡大を行うために、職員の専門知識の習得と各種資格取得を進めながら、組合員・利用者ニーズに即した事業を展開しています。

また、「新たな生活用様式」への対応及び利用者の利便性向上のため、非対面サービスの利用拡大を図っています。

#### ●「持続可能な地域育成」のための取り組み

当JAは、管内の各小学校に「農業と食への理解を深めていただく」ことを目的として、補助教材「農業とわたしたちのくらし」の寄贈など、子供育成支援活動を行っています。

## 6. 地域貢献情報

### ◇社会貢献活動

#### ● 「環境・食料問題」への取り組み

環境・食料問題に対しては、世界的な関心の高まりを背景として、農業の果たしている役割が改めて認識され、JAに対する国民の期待はますます高まっております。

そのような中、当JAでは、生産者と一体となった取り組みとして環境保全型農業を推進し、安全な農畜産物生産を実践しております。の中でも特に主食の米につきましては、有機・特別栽培などの環境を考えた「こだわりの米」づくりに取り組んでおります。

また、農業使用済みプラスチック類の適正処理にも積極的に取り組んでおります。

### ◇地域貢献情報

#### ● 「地域高齢者福祉活動」への取り組み

地域・農村社会の高齢化の進行に伴い、高齢者が元気で生きがいを持って安心して暮らせる地域づくりに向けた介護保険事業を展開し、高齢者の自立を支援しております。

また、当JAの年金受給者で組織されている「年金友の会」では、年金友の会の会員拡大と組織活動の充実を図るため、グラウンドゴルフ大会、研修旅行、各支部独自の親睦会・研修会などに取り組んでいます。

#### ● 「年金相談会」への取り組み

当JAでは、年金受給予定者を対象に、年々複雑化する年金制度に対応するため、専門担当者による各種相談業務の専門性を高めています。

また、顧問社会保険労務士を交え、加入期間、見込額、請求手続きなど、幅広い相談に応じる年金相談会を各支所で開催しています。

#### ● 「偽造キャッシュカード」への取り組み

当JAのすべてのATMは、IC基本形対応後のATMが設置されており、安心して利用していただけるように被害防止と利用者保護に取り組んでいます。

#### ● 「中山間地域の農地保全」への取り組み

中山間地域の若い手農家の不在により耕作放棄地の拡大が懸念される中、JA出資の法人を設立・運営し、農作業の受託、耕作放棄地の未然防止と再生などの事業として、土地利用型作物や、未来志向の園芸チャレンジ品目の作付けを行っております。農産物販売高の向上と新たな雇用創出に繋がり、地域活性化が芽生えはじめています。

## 7. リスク管理の状況

### ○リスク管理体制

#### [リスク管理方針等]

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」

を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローディングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、貸出業務については、信用担当部署において個別貸出先の信用リスクのみならず、員外利用状況・業種別集中・大口集中度合い等リスク構造を踏まえたリスク管理を行っているほか、二次審査体制により適正な貸出審査を行っています。また、「資産査定要領」に基づき正確な査定と、「資産の償却・引当の計上基準」に基づく正確な償却・引当を行い、不良債権については、定款・規定に基づき理事会で決定した処理方針に基づき、処理を行っています。

また、実施した査定結果の客観性を確保するため、監事による自己監査、さらには業務関連部署から独立した監査部門が内部監査を行っています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、貸出金・有価証券・預貯金にかかるALM（資産・負債の総合管理）によって行っています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当JAでは、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、信用担当部署において、最低限確保すべき流動性預金の水準を設定しています。また、月次の資金計画を策定し適正な水準の確保を図っています。

#### ④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、店舗巡回指導や事務手続きの整備を行うとともに、職員向け研修体系を構築し事務リスクの低減を図っています。具体的な事務リスク管理方法については、「事務リスク管理規程」によっています。

また、不正・不祥事、苦情等の案件については、「不正・不祥事、苦情等対応要領」により必要に応じて調査・報告を行っています。

システム外部委託については、外部委託契約におけるリスクと責任の所在を明確にするとともに、委託先の経営状況の確認を定期的に行い、リスクの低減を図っています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、「事務リスク管理規程」に基づき、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ○法令遵守（コンプライアンス）体制

### [コンプライアンス基本方針]

当JAは、社会的責任と公共的使命を常に認識するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、徹底した自己規律・自助努力に基づく執行体制を確立してまいります。

また、監査体制と内部統制組織を充実・強化し、社会的規範にもどることのない誠実で公正な誤りのない事業を展開するとともに、経営情報の開示をはじめ、組合員や地域社会とのコミュニケーションを進展させてまいります。

### [コンプライアンス運営態勢]

当JAではこれまで役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務に取り組み、法令、定款等を遵守するとの姿勢を堅持してまいりましたが、今後も社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な業務運営体制を遂行すべく自覚してまいります。

このためには、社会の公器としてのJAの役割・使命に関する経営トップの意識の啓発とともに、理事会・監事によるチェック機能の充実、内部管理に係る諸規程の整備、監事による自己監査・内部監査結果による業務の改善、更には役職員教育の徹底と人事ローテーション等による職場風土の刷新など、内部統制の強化を図りながら、不祥事の防止のために必要な予防措置を講じてまいります。

## ○金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

#### 《信用事業》

##### ① 苦情処理措置

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JA銀行に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA銀行の相談・苦情等の受付窓口につきましては、当JAの各支所または信用部貯金資金課（電話：0235-64-4927）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など相談・苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JA銀行相談所（電話：023-634-8234）でも、相談・苦情等を受け付けております。

##### ② 紛争解決措置

苦情などのお申し出については、当JAが対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます（JA銀行相談所を通じてのご利用となります）。

- ・山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）
- ・仙台弁護士会紛争解決センター（電話：022-223-1005）
- ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

・第二東京弁護士会仲裁センター (電話 : 03-3581-2249)

上記弁護士会の利用に際しては、当 JA の信用部貯金資金課または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話 : 03-6837-1359）にお申し出下さい。東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

### 《共済事業》

#### ① 苦情処理措置

当 JA では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

まずは、当 JA の JA 共済相談・苦情等受付窓口へお申し出下さい。

庄内たがわ農業協同組合 共済部 (電話 : 0235-64-2210)

なお、JA 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA 共済相談受付センター (JA 共済連 全国本部)  
電話番号：フリーダイヤル (0120-536-093) 受付時間：午前 9 時～午後 5 時  
(日曜・祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

#### ② 紛争解決措置

ご利用の皆様からの相談・苦情等については、当 JA が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当 JA は下記の外部機関をご紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当 JA にお問い合わせください。

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

(<https://www.jibai-adr.or.jp>)

(公財) 日弁連交通事故相談センター

(<https://n-tacc.or.jp>)

(公財) 交通事故紛争処理センター

(<https://www.jcstad.or.jp>)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただか、①の窓口にお問い合わせください。

## ○内部監査体制

当 JA では監査室を設置し、事務処理の厳格化、内部牽制機能の強化による事故の未然防止などの観点から、年 16 回の監査を実施しております。

また、業務の多様化・システム化などの情勢変化に対応できるよう、監査機能の充実・強化にも努めております。

## 8. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、14.20%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,013百万円（前年度4,104百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーション・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 9. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### □信用事業

JAの信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うため、JA・信連・農林中金が総合力を集結した、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ■貯金業務

JAの組合員はもちろん、地域住民の皆様方のご要望に広くお応えできますよう、生活設計のお役に立つ貯蓄商品を多数取りそろえております。

資産形成に便利な定期積金をはじめ、スーパー定期、大口定期貯金、期日指定定期貯金、変動金利定期貯金、貯蓄貯金など安全で有利な金融商品を提供し、ご利用いただいております。

当JAは、ペイオフ対策についても貯金保険機構、相互援助制度へ加入しており、皆様より安心してご利用いただけますよう万全を期しています。

貯金商品一覧表は17ページに記載

#### ■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員及び地域の皆様には、住宅資金や自動車購入資金等各種ローンのご融資をしております。

また、地域金融機関の役割として、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の各種制度資金の代理貸付も取り扱っております。

貸出商品一覧表は21ページに記載

#### ■為替業務

当JAの窓口から全国のJA・信連・農林中金をはじめ、全国どこの金融機関にも、手形・小切手等の取り立てや振込等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を皆様に幅広くご利用いただいております。

#### ■国債窓口販売・投資信託窓口販売

国債並びに投資信託の取り扱いをしております。

##### ☆ 国債

日本国が発行する債券で、長期利付国債・個人向け国債等の取り扱いをしております。

##### ☆ 投資信託（18商品）

証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられた金融商品です。複数の投資家から集めた資金を、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。

国内の公社債・株式・不動産に投資した商品のほかに、海外の債券・株式等に投資した商品も取り扱いをしております。

## ■サービス業務

### ☆ 自動振り込み・自動決済サービス

コンピューター・オンラインシステムを利用して、給与や年金などの各種自動受取り、電気料や電話料などの各種公共料金の自動支払い、口座振替サービスなどを取り扱っております。

### ☆ キャッシュサービス

JAの総合・普通口座にキャッシュカード登録していただいているお客様は、全国すべてのJA自動化機器(CD・ATM)で、その通帳へお預かりしているお金の引き出し及び預け入れ(ATMのみ)ができます。更に金融機関オンライン・ネットワーク(JA・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫)、ゆうちょ銀行、コンビニATMを含め、全国どこの金融機関の自動化機器でも現金の引き出しができるキャッシュサービスも提供しております。また、JAカードの自動キャッシング、インターネットバンキング、デビットカードでの取り扱いもご利用いただけます。

### ☆ 税金の収納

県・市町村税の窓口での収納や口座振替での収納も取り扱っております。

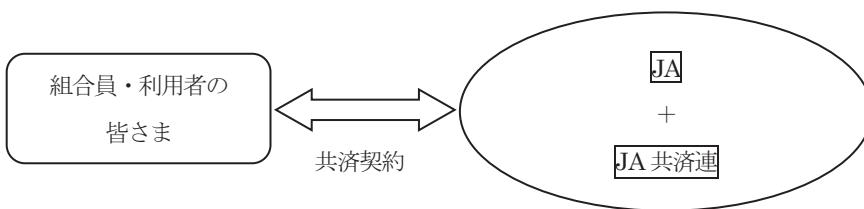
## □共済事業

JAの共済事業は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・財産などを相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、専門的な相談機能のLA体制などにより、組合員をはじめ地域住民一人ひとりの日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品一覧表は29ページに記載

### ☆JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さんに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : JA共済の窓口です。

JA共済連：JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを  
行っています。

## □販売事業

生産販売事業として、農家組合員の方が丹精込めて育てた米・果実・野菜・畜産物などを集荷し、農家手取りの最大化に向け有利販売に取り組んでいます。また、ワイン等の地元産原料にこだわった加工販売も行っております。

## □購買事業

購買事業では、生産資材として肥料・農薬・飼料などの農業に必要な資材を、低コストでありながらも品質の高い提供を目指し取り扱っております。また、生活物資については、生活指導の一環としてJA女性部共同購入を実施しております。

## 貯金商品一覧表

(令和5年7月1日 現在)

	種類	利率	取引の通知	払戻方法	その他
当座性 貯金	当座貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが、払戻しに小切手、又は手形を用いる	無利息	当座貯金通帳	手形、小切手により払戻しを行う 残高を超えて払戻す過振、又は当座貸越を行うことができる
	普通貯金	受入れ、払戻しとも任意なもの	別に定める	普通貯金通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う 個人のものは、総合口座による当座貸越ができる
	営農貯金	組合員の生産物販売代金等の受入れ、生産・生活資金の払戻しをするもの	別に定める	普通貯金(営農口)通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う 別に定める要領により、残高を超えて払戻す営農貸越を行うことができる
	貯蓄貯金	受入れ、払戻しとも任意であるが払戻方法に制限のあるもの	別に定める	貯蓄貯金通帳	払戻請求書、キャッシュカードにより払戻しを行う 給与・年金の自動受取、公共料金の自動支払は不可
	通知貯金	金額、据置期間を定めて受入れし、払戻しには予告を要するもの	別に定める	通知貯金証書	預り金額 5万円以上 据置期間 7日 解約予告 解約日の2日前まで
	納税準備貯金	租税納付のために貯蓄する目的貯金	別に定める	納税準備貯金通帳	支払制限：租税納付に充てる場合に限る（非課税） 納税外支払：原則課税
	出資予約貯金	この組合への出資金払込みのため貯蓄する目的貯金	別に定める	出資予約貯金通帳又は受払報告書	支払制限：原則として出資の払込に充当する場合に限る 新規での取扱い不可
	JA教育資金贈与専用口座	原則として貯金者の教育資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの	別に定める	普通貯金通帳	払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書、請求書等の提出が必要となる
	JA結婚子育て資金贈与専用口座	原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払に充てる場合に限り払戻しをするもの	別に定める	普通貯金通帳	払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等の提出が必要となる

貯金商品一覧表

	種類	利率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知
定期性貯金	期日指定定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、据置期間経過後は満期日を指定できるもの	別に定める	1円以上3百万円未満 (預入単位1円)	3年以内(据置期間1年)	払戻日の1か月前まで払戻日(満期日)を指定する 通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
	スーパー定期	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの 単利型：個人および法人 複利型：個人	別に定める	1円以上 (預入単位1円)	(単利型) ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 (複利型) ・定型方式 3年、4年、5年 ・期日指定方式 3年超5年未満 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能	・期日指定指定日 ・上記以外預入日の応当日 通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
	大口定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定できるもの	別に定める	10百万円以上 (預入単位1円)	(単利型) ・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合、自動継続の取扱いが可能	・期日指定指定日 ・上記以外預入日の応当日 通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
	変動金利定期貯金	預入れ期間の定めのある貯金で、受入時の金利を自由に設定し、一定時期に金利変動を行うもの 単利型：個人および法人 複利型：個人	別に定める	1円以上 (預入単位1円)	・単利型3年 ・複利型3年 自動継続の取扱いが可能	預入れ日の3年後の応当日 通帳又は特定の証書(総合口座は通帳)
	積立式定期貯金	・エンドレス型 預入期間を定めないでエンドレス方式で積立を行うもの	取組みする定期貯金利率	1円以上 (預入単位1円)	定めない	当該定期貯金の満期日 通帳
	・満期型	預入期間を定め積立を行うもの	取組みする定期貯金利率	1円以上 (預入単位1円)	6か月以上10年以内 (年単位)	契約した期日(据置期間1か月以上3年以下) 通帳

貯金商品一覧表

	種類		利率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知	
定期性貯金	財産形成貯金	・一般財形	勤労者の財産形成のため賃金等から預入れを行う積立貯金で、一般財形は払戻しの制限はないが、財形住宅、財形年金は貯蓄目的による払戻しが必要となる	別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	3年以上	契約した期日	通帳
		・財形住宅		別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	5年以上	住宅等取得から1年以内	契約の証及び残高通知書
		・財形年金		別に定める	1円以上 (預入単位 1円)	5年以上 (据置期間は最終預入日から6か月以上5年以内)	5年以上20年以内 なお、受取開始日は満60歳に達した日以降の日	契約の証及び残高通知書
	据置定期貯金	預入期間の定めのある貯金で据置期間経過後は満期解約扱いで、いつでも、何回でも一部支払ができるもの	別に定める (預入金額 ・預入期間 毎の利率)	1円以上10 百万円未満 (預入単位 1円)	5年以内 (据置期間6か月)	据置期間経過後、最長預入期間(5年) 以内	通帳又は特定の証書 (総合口座 は通帳)	
譲渡性貯金		預入期間の定めのある貯金で譲渡禁止の特約のないもの	別に定める	10百万円以上 (預入単位 1円)	定型方式 1か月、3か月、6か月、1 年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 7日以上5年未満	契約した期日	特定の証書	

貯金商品一覧表

種類		利率	預り金額	預り期間	満期日	取引の通知	その他
定期 積 金	定期積金 契約金額、積立額等を定め、定期的に払込み、満期日に掛金に対する給付契約金を交付するもの	別に定める	・受入単位 1円単位 ・受入金額 1回あたり 1,000円以上	(定額式・目標式) ・定型式 6か月、1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年、10年 ・期日指定方式 6か月超10年未満  (通増遅減式・満期分散式) 2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年	契約した期日	通帳又は特定の証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種別 定額式 毎月一定額を積立てる方式</li> <li>目標式 給付契約金額を定め、給付補填備金との差額を掛金として初回に調整する方式</li> <li>満期分散式 契約期間により満期が到来する方式</li> <li>通増式遅減式 年単位で毎月の掛け金を増額または減額できる方式</li> <li>・当組合の先払遅延に関する許容日数は10日とする。</li> </ul>

## ○ 融資商品

### 貸出商品一覧表

(令和5年7月1日 現在)

#### 1. 農業関連資金

農地を取得したい方	アグリマイティー資金 【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金(愛称:スーパーL資金)
農機具購入等設備投資をしたい方	JA農機ハウスローン、アグリマイティー資金、農業近代化資金、アグリローン 【日本政策金融公庫】 農業経営基盤強化資金(愛称:スーパーL資金)、農業改良資金
新たに農業を始めたい方	JA新規就農応援資金 【日本政策金融公庫】 青年等就農資金
営農運転資金が必要な方	営農ローン、担い手応援ローン、農業経営改善促進資金(愛称:新スーパーS資金)、 営農者フリーローン、アグリスーパー資金、当座貸越、アグリマイティー資金(短期)
営農ローンを長期返済したい方	営農ローン切替ローン

#### 2. 事業資金

アパート経営等、事業資金が必要な方	賃貸住宅ローン、事業資金
-------------------	--------------

#### 3. 生活関連資金

住宅の新築・購入、住宅の増改築、太陽光発電システム等住宅関連設備取得をしたい方	住宅ローン、リフォームローン
自動車・バイク購入、点検、修理、運転免許取得、簡易な車庫建設資金が必要な方	マイカーローン
子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育関連資金が必要な方	教育ローン、教育ローン(カード型) 【日本政策金融公庫】 教育資金
レジャー、ショッピングなど自由な使いかたをしたい方	生活資金、フリーローンNEXT、シルバーライフローン、総合口座、定期貯金担保貸付、 定期積金担保貸付、共済担保貸付、約定返済型カードローン、多目的ローン、フリーローン
JAで借入しているカードローンを長期返済したい方	カードローン切替ローン

#### 4. 地方公共団体等向け

財政資金や事業資金が必要な市町村役場および開発公社等	地公体資金
----------------------------	-------

#### 5. 農家経済対策資金

長期延滞が懸念され経営再建ができる方	農家経済対策資金
--------------------	----------

## 貸出金種目別一覧表

(令和5年7月1日 現在)

## 1. 手形貸付金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
定期貯金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	当組合定期貯金契約金額の範囲内	1年以内	借入者と定期貯金契約者が異なる場合は、定期貯金契約者を連帯保証人とする	当該定期貯金契約
定期積金担保貸付	生活または事業運営上必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	当組合定期積金の掛け残高の範囲内	1年以内	借入者と定期積金契約者が異なる場合は、定期積金契約者を連帯保証人とする	当該定期積金契約

## 2. 証書貸付金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
共済担保貸付	生活又は事業運営上必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	当JA所定の限度額の範囲内	短期：1年以内で共済契約期間以内 長期：1年超10年以内で共済契約期間以内	共済金受取人を連帯保証人とする	共済請求権に対して質権設定
農家経済対策資金	経営再建対策資金	組合員	再建計画に基づく必要最小限度	1年以上25年以内(うち据置3年以内)	個人保証	担保を徴求
事業資金	組合員が必要とする営農以外の事業資金、企業等の事業運営上必要な資金	組合員、または地区内に住所または事務所を有する組合員以外の方で次に該当する方(a)JAまたは組合員が主たる出資者または構成員となっている法人または团体で農畜産物の生産、加工、販売を主たる業務をしている(b)農業者または地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行なう小規模事業者(c)小規模事業を行なう組合員の親族または組合員の親族が主たる出資者となっている小規模事業者(d)営利を目的しない法人	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内	短期：1年以内 長期：1年超30年以内(返済資金は1年以上5年以内)	個人保証又は農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
地公体資金	財政資金、地域開発資金、その他の資金	地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員もしくは出資者となっているかもしくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人	必要金額の範囲内	30年以内	地方公共団体の債務保証もしくは損失補償	必要に応じて担保を徴求
住宅ローン (一般型) (基金協会保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、土地の購入、他金融機関からの借換(借換と合わせた増改築・改装・補修、既往リフォーム資金を含む)、おまごめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	(①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内 ③所要金額に対し自己資金が20%以上あること	①3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。 ②据置期間を6ヶ月間設定可能(借換は不可。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (100%応援型) (基金協会保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、おまごめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	(①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	①3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。借換の場合は残存期間内。 ②据置期間を6ヶ月間設定可能(借換は不可。)	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (借換応援型) (基金協会保証)	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金、おまごめ住宅ローン対応とそれに伴う諸費用及び借換とあわせた増改築・改装・補修	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	(①10万円以上1億円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(分割貸付の場合の据置期間を含む。)かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入

資金名	資金用途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
住宅ローン (新築・購入コース) (協同住宅ローン㈱保証)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金、土地の購入、おまとめ住宅ローン対応及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(据置期間を含む。)	協同住宅ローン㈱保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (借換コース) (協同住宅ローン㈱保証)	他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金と借換えに伴う諸費用、おまとめ住宅ローン対応及び借換えとあわせた増改築・改装・補修	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1億円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(据置期間を含む。)かつ、現在借入中の住宅ローンの残存期間内	協同住宅ローン㈱保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
住宅ローン (住まいの いちばんネクストV) (全国保証(株)保証)	土地及び住宅の購入資金、住宅の新築、リフォーム資金、借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①100万円以上1億円以下 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	3年以上40年以内(分割貸付の場合は据置期間を含む。)	全国保証(株)	融資対象物件・敷地に抵当権設定、団体信用生命共済加入
生活資金 (長期住宅)	住宅の新築・増改築・改修・補修、新築住宅・中古住宅の購入資金及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要金額の範囲内	1年以上40年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
賃貸住宅ローン (基金協会保証)	賃貸住宅の建設、増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用、他金融機関からの借入中の賃貸住宅ローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①100万円以上4億円以内 (貸付単位10万円) ②必要金額の範囲内 ③年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ④担保価格の範囲内	1年以上30年以内(1年以内の据置期間を含む。)ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、共済請求権に対して質権設定、団体信用生命共済加入(任意)
事業資金 (長期賃貸住宅)	賃貸住宅の建設、増改築及び補修・改修に必要な資金及びそれに伴う諸費用	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	事業計画並びに資金計画に基づく必要金額の範囲内(貸付単位10万円)	1年以上30年以内	個人保証	融資対象物件・敷地に抵当権設定、共済請求権に対して質権設定、団体信用生命共済加入(任意)
リフォームローン (一般型A) (基金協会保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	1年以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (一般型B) (協同住宅ローン㈱保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関・信販会社から借入中のリフォームローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	協同住宅ローン㈱保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (一般型C) (ニコス保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	1年以上15年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
リフォームローン (ジャックス保証)	住宅の増改築、改装、補修資金及び住宅関連設備資金、他社リフォームローン・住宅ローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,500万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上20年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	団体信用生命共済加入(10年以内は任意)
マイカーローン (一般型A) (基金協会保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金、借入にかかる諸費用(保証料を含む)	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内 (貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内 ただし、車庫の購入・建設資金の場合は、100万円以内貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は、200万円以内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
マイカーローン (一般型C) (ニコス保証)	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金、他社マイカーローンの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	
マイカーローン (ジャックス保証)	自動車・バイク等購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、運転免許の取得資金、カー用品の購入資金、車庫建設資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年以内	㈱ジャックス保証	
教育ローン (一般型A) (基金協会保証)	就学子弟の入学金、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他社の教育ローンの借換資金、借入にかかる諸費用(保証料を含む)	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年(在学期間+9年)以内 据置期間(貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	農業信用基金協会保証	
教育ローン (一般型C) (ニコス保証)	就学子弟の入学金、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他金融機関からの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上15年(在学期間を含む)以内 据置期間(貸付対象子弟の卒業年月の末日6ヶ月以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	三菱UFJニコス㈱保証	
教育ローン (ジャックス保証)	就学子弟の入学金、授業料、学費及びアパート家賃等の教育に関する資金、他金融機関からの借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上700万円以内(貸付単位1万円)、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内 ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上16年10ヶ月以内 (据置期間を含む)ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	
生活資金 (個人保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要金額の範囲内	短期:1年以内 長期:1年超10年以内	個人保証	必要に応じて担保を徴求
シルバーライフローン (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上100万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
フリーローンNEXT (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
営農者フリーローン (ジャックス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方(農業者)	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	㈱ジャックス保証	
フリーローン (ニコス保証)	生活に必要とする資金及び事業性資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	三菱UFJニコス㈱保証	
多目的ローン (一般型A) (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	農業信用基金協会保証	
多目的ローン (一般型C) (ニコス保証)	生活に必要とする資金及び事業性資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上500万円以内(貸付単位1万円) ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内	三菱UFJニコス㈱保証	

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
カード切替ローン (基金協会保証)	カードローンの証書切替に要する資金	カードローン(随時返済型)の契約者で証書貸付形式による分割返済を希望する方、カードローン(随時返済型)の契約者の変動により、新たに債務者となり、証書貸付形式による分割返済を希望する方、満70歳以上で有効期間満了となり、分割返済を希望する方	当該カードローン利用残高および利息額かつ極度内	6ヶ月以上5年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
営農ローン切替ローン (基金協会保証)	営農ローンからの証書切替に要する資金	農業信用基金協会の保証を受けた営農ローンの契約者で証書貸付への切替を希望する者、または既往営農ローン契約者の関係者で、新たに債務者となり証書貸付への切替を希望する者	営農ローンの貸越残高以内(1万円未満の端数は切り捨て)	6ヶ月以上10年以内	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
JA新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	組合員、かつ新規就農者であること	①1,000万円以内 ②必要金額の範囲内	長期:1年超17年以内(うち、据置期間5年以内) 短期:1年以内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
JA農機ハウスマネー	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローン借換資金、ハイブハウス等建設、発電・蓄電設備の取得資金、格納庫建設資金、	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①1,800万円以内 ②必要金額の範囲内	1年以上10年以内(うち据置3年以内)ただし、借換の場合は借入残期間内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
アグリマイティー資金	①農業生産に直結する設備資金・運転資金 ②農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ③地域の活性化・振興を支援すための設備資金・運転資金 ④再生可能エネルギー対応資金⑤自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金	組合員である農業者、法人、団体で、所定の条件を満たす方	必要金額の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については1億円以内、災害緊急資金については500万円以内(ただし、激甚災害については1,000万円以内)	長期:1年超10年以内(うち据置5年以内)ただし、対象事業に応じ最長20年以内、なお、災害緊急資金については、最長5年以内(据置2年以内) 短期:1年以内	個人保証または農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
アグリローン (ジャックス保証)	農機具購入資金・点検・修理・車検・購入に付帯する諸費用、他金融機関の農機具ローン借換資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	①10万円以上1,000万円以内(貸付単位1万円)ただし、資金使途により500万円以内または150万円以内 ②必要金額の範囲内	6ヶ月以上10年以内、ただし、借換の場合は借入残期間内	㈱ジャックス保証	必要に応じて担保を微求

## 3. 制度資金

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
農林漁業転貸資金 (農業基盤整備資金)	農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧等	組合員かつ地区内に所在地がある地元受益者団体等	地元負担額 ※ただし最低融資限度額は1件あたり50万円以上	25年以内(うち据置10年以内)	地元受益者団体の代表1名以上	必要に応じて担保を微求
農林漁業転貸資金 (扱い手育成農地集積資金)	農地、牧野の新設、改良、造成等かつ経営体育成促進事業として採択されたもの	組合員かつ地区内に所在地がある地元受益者団体等	次のいずれか低い額 ①当該年度の融資対象事業費の10% ②当該年度に負担する額の6分の5 ※ただし最低融資限度額は1件あたり50万円以上	25年以内(うち据置10年以内)	地元受益者団体の代表1名以上	必要に応じて担保を微求
農業近代化資金	①各種施設の改良、造成及び取得に必要な資金 ②各種農機具の取扱資金 ③果樹等の栽培及び育成に必要な資金 ④農村環境整備のため施設 ⑤牛等家畜の購入及び育成の改良、造成及び取扱に必要な資金 (購入必要な資金など農業近代化、育成資金助成法に基づく資金) ⑥農地等の改良及び造成(環境整備、その他に必要な資金)	農業近代化資金助成法に定める方で、組合員および地区内に住所または勤務地のある農業者	・個人:1,800万円以内 ・法人:2億円以内 ・農業参入法人:1億5,000万円以内 ・集落営農組織、任意団体:2億円以内  認定農業者:一定の要件を満たす場合、必要な金額の100% 認定農業者以外:必要な金額の80%	資金使途に応じて7年から15年以内(うち認定農業者据置7年以内、認定農業者以外据置3年以内)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求
土地改良負担金 平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金	土地改良区	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱及び県土地改良負担金対策事業実施要綱による	10年以内	個人保証	必要に応じて担保を微求
農業経営改善促進資金	農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の達成に必要な運轉資金	農業経営基盤強化法に基づき農業経営改善計画等の認定を受けた方で、組合員および地区内に住所または勤務地のある農業者	・個人500万円以内 (畜産等2,000万円以内) ・法人2,000万円以内 (畜産等8,000万円以内)	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を微求

4. 当座貸越

資金名	資金使途	融資先	融資限度	融資期間	保証	担保
総合口座	生活資金で普通貯金(総合口座)残高を超える支払金額	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内で最高200万円以内			
教育ローン (カード型) (基金協会保証)	就学される子弟の教育に関する全ての資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上700万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	農業信用基金協会保証	
教育ローン (カード型C) (ニコス保証)	就学される子弟の教育に関する全ての資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上700万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、満65歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス㈱保証	
約定返済型カードローン (基金協会保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上300万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、65歳または70歳の誕生日以降の更新は行わない	農業信用基金協会保証	
約定返済型カードローン (ニコス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	10万円以上500万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス㈱保証	
約定返済型カードローン (JA住宅ローン利用者向け) (ニコス保証)	生活に必要とする資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	30万円以上300万円以内 (設定単位10万円)	契約期間1年(更新可)ただし、70歳の誕生日以降の更新は行わない	三菱UFJニコス㈱保証	
当座貸越 (一般口)	運営資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	事業計画等により当組合と協議した額以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
当座貸越 (利用組合等決済口)	運営資金	准組合員である利用組合等	事業計画等により当組合と協議した額以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
営農貸越	運営資金	組合員である個人	100万円以内	契約期間1年(更新可)	個人保証	必要に応じて担保を徴求
営農ローン (基金協会保証)	営農および生活に必要な資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	500万円以内(設定単位:1万円)但し、極度額300万円を超える場合は、原則として年間農畜産物販売額実績(又は計画)の70%以内	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
アグリスーパー資金 (基金協会保証)	農業の経営・生産に必要な運転資金	組合員、農業者等(水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者、特定農業法人および特定農業団体、特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること)	水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうちJA口座に入金される金額の範囲内	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求
担い手応援ローン (基金協会保証)	農業の経営・生産に必要な運転資金	農業を営み、JAで税務対応支援を受け直近3期分の青色申告書(法人は決算書)の提出が可能である方	3,000万円以内 営農ローンと併用する場合は、貸付可能金額から営農ローン極度額を控除	契約期間1年(更新可)	農業信用基金協会保証	必要に応じて担保を徴求

5. 手形割引

資金名	資金使途	割引先	割引限度	割引期間	保証	担保
手形割引	事業等に必要な資金	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方で割引する手形の受取人又は被裏書人	手形金額以内	150日以内 (ただし手形期日まで)	必要に応じて個人保証	必要に応じて担保を徴求

6. 債務保証

資金名	保証形式	被保証先	保証限度	保証期間	保証	担保
債務保証	保証書、手形保証、手形引受その他方法とする。	組合員、地区内に住所又は勤務地のある方	必要最小額	30年以内	必要に応じて個人保証	必要に応じて担保を徴求

7. その他国および県の直貸資金

㈱日本政策金融公庫資金

## ○主な共済の保障

### 主な共済種類一覧表

長期共済の種類(共済期間が5年以上の契約)

種類	内容と特長
終身共済	万一のときはもちろん、病気やケガなどへの備えも確かな生涯保障プランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。生前贈与の機能を追加したプランもあります。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる死亡保障です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やケガも幅広く保障します。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
定期生命共済	万一のとき、手軽な掛金で保障するプランです。ご希望にあった期間と、プランをお選びいただけます。通減期間を設定するプランもあります。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて保障期間等を選べるほか、先進医療保障を加えたり、手術等の保障を充実させることもできます。
医療共済	治療にかかるさまざまな費用に備えられる医療保障です。日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用いただけます。生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方など、簡易な手続きで加入できる医療保障です。
特定重度疾病共済	三大疾病および生活習慣病を保障します。①がん②心・血管疾患③脳血管疾患④その他生活習慣病のお支払事由に該当した場合、特定重度疾病共済金を一時金として各疾病区分につき1回ずつお受け取りいただけます。（最大4回）1つの疾病区分で共済金をお受け取りになった後も、他の疾病区分における保障は、共済期間が満了するまで続きます。
介護共済	公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定された場合に共済金を一時金でお受け取りいただけます。生涯にわたる保障で不安の高まる高齢期にも安心です。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。掛け金建てで、医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または、所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

※上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。

※この他にも、みどり国民年金基金（第1号被保険者の上乗せ年金）などがあります。

短期共済の種類(共済期間が5年未満の契約)

種類	内容と特長	種類	内容と特長
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身への損害保障（人身傷害保障・傷害定額給付金）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障。	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護のための保障。	火災共済	住まいの火災損害を保障。
農業者賠償責任共済	農業において発生する損害賠償責任を保障。	賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任を保障。

特約や特則もいろいろ豊富に(生命共済の場合)※組み合わせには一定の制限がございます。

◎災害や病気による死亡・後遺障害・介護保障を増やしたい方に

定期特約、更新型定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、共済金割増支払特則、特定損傷特約

◎契約期間中に中途給付金・年金などを受け取りたいという方に

中途給付特則、年金支払移行特約、健康祝金支払特則

◎共済掛金の払込方法を工夫したいという方に

共済掛け金建特約

◎その他

出生前加入特則、生前給付特約、共済全年金支払特約、特別条件特約、満期前払特約、税制適格特約、指定代理請求特約

## （2）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JA銀行システム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA銀行システム」といいます。

「JA銀行システム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援資金※」等を活用し、個々のJA経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっております。



®

# 【経営資料】

## I 決算の状況

### 1. 貸借対照表

(単位：百万円)

資産			負債及び純資産		
科目	3年度 (4年3月31日)	4年度 (5年3月31日)	科目	3年度 (4年3月31日)	4年度 (5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	106,852	103,513	1. 信用事業負債	115,997	112,711
(1) 現金	560	577	(1) 賞金	115,369	112,235
(2) 預金	67,548	63,718	(2) 借入金	90	93
系統預金	67,509	63,687	(3) その他の信用事業負債	531	377
系統外預金	38	31	未払費用	10	5
(3) 有価証券	6,227	6,152	その他の負債	521	371
国債	670	1,347	(4) 債務保証	5	5
地方債	3,170	2,702	2. 共済事業負債	698	678
政府保証債	856	820	(1) 共済資金	381	368
社債	1,529	1,282	(2) 未経過共済付加収入	316	308
(4) 貸出金	32,368	32,858	(3) その他共済事業負債	0	0
(5) その他の信用事業資産	325	347	3. 経済事業負債	2,321	2,578
未収収益	46	47	(1) 経済事業未払金	726	705
その他の資産	279	300	(2) 経済受託債務	927	1,313
(6) 債務保証見返	5	5	(3) その他経済事業負債	667	559
(7) 貸倒引当金	△ 182	△ 146	5. 雑負債	377	477
2. 共済事業資産	0	0	(1) 未払法人税等	20	14
(1) その他共済事業資産	0	0	(2) 資産除去債務	90	91
3. 経済事業資産	8,635	9,071	(3) その他の負債	266	371
(1) 経済事業未収金	1,554	1,795	6. 諸引当金	1,030	882
(2) 経済受託債務	5,457	5,533	(1) 賞与引当金	94	92
(3) 棚卸資産	1,092	1,196	(2) 退職給付引当金	889	737
購買品	801	948	(3) 役員退職慰労引当金	39	46
果汁	201	169	(4) ポイント引当金	7	6
買取販売品	77	69	7. 再評価に係る繰延税金負債	523	504
その他の棚卸資産	12	9	負債の部合計	120,949	117,831
(4) その他の経済事業資産	597	593			
(5) 貸倒引当金	△ 67	△ 47			
4. 雑資産	571	466			
(1) 雑資産	574	468			
(2) 貸倒引当金	△ 3	△ 1			
5. 固定資産	6,256	5,561			
(1) 有形固定資産	6,228	5,538			
建物	10,600	10,393			
機械装置	5,265	5,358			
土地	3,291	2,992			
その他の有形固定資産	2,226	2,228			
減価償却累計額(控除)	△ 15,155	△ 15,434			
(2) 無形固定資産	27	22			
6. 外部出資	8,266	8,266			
(1) 外部出資	8,266	8,266			
系統出資	7,530	7,530			
系統外出資	406	407			
子会社等出資	328	328			
7. 繰延税金資産	222	222			
資産の部合計	130,806	127,102			
負債及び純資産の部合計	130,806	127,102			

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	3年度 (自 3年4月 1日 至 4年3月31日)	4年度 (自 4年4月 1日 至 5年3月31日)	科 目	3年度 (自 3年4月 1日 至 4年3月31日)	4年度 (自 4年4月 1日 至 5年3月31日)
<b>1. 事業総利益</b>	<b>2,905</b>	<b>2,944</b>	<b>(13) 利用事業収益</b>	117	109
事業収益	6,601	6,989	<b>(14) 利用事業費用</b>	73	75
事業費用	3,696	4,045	<b>利用事業総利益</b>	<b>43</b>	<b>34</b>
(1) 信用事業収益	961	948	<b>(15) 福祉介護事業収益</b>	129	127
資金運用収益	893	834	福祉介護手数料	9	10
(うち預金利息)	( 370 )	( 330 )	その他の収益	119	117
(うち有価証券利息)	( 43 )	( 45 )	<b>(16) 福祉介護事業費用</b>	33	32
(うち貸出金利息)	( 423 )	( 421 )	介護労務費	25	25
(うちその他受入利息)	( 56 )	( 36 )	その他の費用	7	7
役務取引等収益	57	61	(うち貸倒引当金繰入額)	( 0 )	( 0 )
その他事業直接収益	-	27	<b>福祉介護事業総利益</b>	<b>96</b>	<b>94</b>
その他経常収益	9	26	<b>(17) 農用地利用調整事業収益</b>	3	2
(2) 信用事業費用	143	105	農用地利用調整手数料	3	2
資金調達費用	18	13	<b>(18) 農用地利用調整事業費用</b>	0	0
(うち貯金利息)	( 13 )	( 9 )	農用地利用調整雜費用	0	0
(うちその他支払利息)	( 3 )	( 2 )	<b>農用地利用調整事業総利益</b>	<b>3</b>	<b>2</b>
役務取引等費用	28	27	<b>(19) 共同管理施設利用事業収益</b>	121	135
その他事業直接費用	-	26	<b>(20) 共同管理施設利用事業費用</b>	114	128
その他経常費用	96	38	<b>共同管理施設利用事業総利益</b>	<b>7</b>	<b>7</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	( 27 )	( - )	<b>(21) その他事業収益</b>	91	84
(うち貸倒引当金戻入益)	( - )	( △ 33 )	<b>(22) その他事業費用</b>	84	75
(うち貸倒引当金償却額)	( - )	( 0 )	<b>その他事業総利益</b>	<b>6</b>	<b>8</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>817</b>	<b>843</b>	<b>(23) 指導事業収入</b>	121	123
(3) 共済事業収益	920	874	<b>(24) 指導事業支出</b>	119	124
共済付加収入	883	823	<b>指導事業収支差額</b>	<b>2</b>	<b>△ 0</b>
その他の収益	37	50	<b>2. 事業管理費</b>	<b>2,818</b>	<b>2,775</b>
(4) 共済事業費用	34	30	(1) 人件費	1,943	1,913
共済推進費	30	26	(2) 業務費	254	254
共済保全費	3	3	(3) 諸税負担金	79	79
その他の費用	0	0	(4) 施設費	529	514
<b>共済事業総利益</b>	<b>885</b>	<b>844</b>	(5) その他事業管理費	11	12
(5) 購買事業収益	2,855	3,286	(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 3 )	( △ 1 )
購買品供給高	2,801	3,236	<b>事業利益</b>	<b>87</b>	<b>169</b>
購買手数料	31	28	<b>3. 事業外収益</b>	<b>240</b>	<b>241</b>
その他の収益	22	21	(1) 受取雑利息	0	0
(6) 購買事業費用	2,541	2,888	(2) 受取出資配当金	136	136
購買品供給原価	2,407	2,789	(3) 貨物料	87	77
購買供給費	93	94	(4) 外部出資等損失引当金戻入益	0	-
その他の費用	39	4	(5) 雑収入	15	27
(うち貸倒引当金繰入額)	( 25 )	( - )	<b>4. 事業外費用</b>	<b>68</b>	<b>81</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	( - )	( △ 12 )	(1) 寄付金	0	0
<b>購買事業総利益</b>	<b>314</b>	<b>397</b>	(2) 貸与資産費用	67	66
(7) 販売事業収益	919	832	(3) 雜損失	1	15
販売品販売高	445	385	<b>経常利益</b>	<b>259</b>	<b>328</b>
販売手数料	388	357	<b>5. 特別利益</b>	<b>66</b>	<b>5</b>
その他の収益	85	89	(1) 固定資産処分益	1	-
(8) 販売事業費用	416	364	(2) 一般補助金	14	5
販売品販売原価	395	351	(3) 鶴岡市内用振興基金戻入益	50	-
販売費	15	13	(うち貸倒引当金戻入益)	( 50 )	( - )
その他の費用	5	△ 0	<b>6. 特別損失</b>	<b>78</b>	<b>547</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 1 )	( △ 6 )	(1) 固定資産処分損	33	0
<b>販売事業総利益</b>	<b>502</b>	<b>467</b>	(2) 固定資産圧縮損	14	5
(9) 保管事業収益	263	267	(3) 減損損失	30	541
(10) 保管事業費用	80	85	(4) 外部出資評価損	0	-
(うち貸倒引当金戻入益)	( 0 )	( 0 )	<b>税引前当期利益</b>	<b>247</b>	<b>△ 213</b>
<b>保管事業総利益</b>	<b>183</b>	<b>182</b>	法人税・住民税及び事業税	44	32
(11) 加工事業収益	163	197	法人税等調整額	3	16
(12) 加工事業費用	121	135	法人税等合計	47	48
(うち貸倒引当金繰入額)	( 0 )	( - )	<b>当期剰余金</b>	<b>199</b>	<b>△ 261</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	( - )	( 0 )	当期首線越剰余金	139	164
<b>加工事業総利益</b>	<b>42</b>	<b>62</b>	リスク管理積立金取崩額	-	350
			会計方針の変更における累積的影響額	△ 3	-
			遡及処理後当期首線越剰余金	135	-
			園芸振興支援積立金取崩額	10	-
			土地再評価差額金取崩額	19	42
			<b>当期末処分剰余金</b>	<b>364</b>	<b>295</b>

### 3. 注記表

3年度

#### 【 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

##### 1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等:移動平均法による原価法

###### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### 2 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

###### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

##### 3 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保

の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

### 【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

#### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌期から費用処理することとしています。

### 【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

## 4 収益及び費用の計上基準

### (1) 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点でもしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足するから、当該時点で収益を認識しています。

## ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## ③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

## ④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## ⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## ⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## ⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## ⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## ⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

## 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除

去した額を記載しています。

## (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は事業年度末において会計処理を行っています。)

## (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

## 【 II 会計方針の変更に関する注記】

### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

#### (2) 返品権付取引に係る収益認識

購買品の返品について、従前は返品時に供給高および供給原価を控除しておりましたが、認識時点において返品されると見込まれる金額を控除した額を供給高および供給原価として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の期首残高は、3,517千円減少しています。また、当事業年度の事業収益が766,630千円、事業費用が767,265千円減少し、事業利益、経常利益および税引前当期利益が635千円それぞれ増加しています。

## 2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44号-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 【 III 会計上の見積もりに関する注記】

### 1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 288,413千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年6月の総代会において決議した第9次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,065千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年6月の総代会において決議した第9次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュフローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 253,083千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 【 IV 貸借対照表に関する注記 】

### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,118,883 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,282,708 千円 機械装置 4,143,690 千円 土地 4,356 千円

その他の有形固定資産 688,128 千円 (構築物 583,781 千円 車両運搬具 31,816 千円 器具・備品 72,530 千円)

### 2 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000 千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,000,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

また、2,970 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

### 3 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 179,205 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 382,970 千円

### 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 161,070 千円

### 5 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号亦(2) ( i )から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 173,852 千円、危険債権額は 302,791 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 2,242 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 478,886 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,436,925 千円

・同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## 【 V 損益計算書に関する注記 】

### 1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額 106,221 千円

うち事業取引高 13,854 千円

うち事業取引以外の取引高 92,366 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額 127,380 千円

うち事業取引高 94,740 千円

うち事業取引以外の取引高 32,639 千円

### 2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位とする支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	区分
旧 A コープ浜あつみ店	遊休	土地	業務外固定資産
旧 A コープやまと店	遊休	土地	業務外固定資産
旧 A コープねずがせき店	遊休	土地	業務外固定資産
旧新余目繊維工業株	遊休	土地	業務外固定資産
旧立川資材倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧手向支所	遊休	土地	業務外固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

旧Aコープ浜あつみ店、旧Aコープやまと店、旧Aコープねずがせき店、旧新余目繊維工業株、旧立川資材倉庫、旧手向支所については、建物が存在している土地であるため、正味売却価額の算定においては、建物の解体費用を差し引く必要があることから、土地の簿価を限度とし、それぞれの土地に存在する建物の解体費用見積額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

## (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	土 地	計
旧Aコープ浜あつみ店	5,500	5,500
旧Aコープやまと店	4,143	4,143
旧Aコープねずがせき店	1,775	1,775
旧新余目繊維工業株	5,403	5,403
旧立川資材倉庫	4,361	4,361
旧手向支所	7,557	7,557
庄内町西袋 他	1,324	1,324
計	30,065	30,065

## (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和3年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 【 VI 金融商品に関する注記 】

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒

引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が267,402千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,548,251	67,548,805	553
有価証券			
その他有価証券	6,227,280	6,227,280	—
貸出金	32,368,791		

貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	△182,711 32,186,079	32,722,485	536,405
経済事業未収金 貸倒引当金(*2) 貸倒引当金控除後	1,554,993 △65,442 1,489,551	1,489,551	—
経済受託債権 貸倒引当金(*2) 貸倒引当金控除後	5,457,736 △1,818 5,455,918	5,455,918	—
資産計	112,907,080	113,444,040	528,343
貯金	115,369,836	115,363,847	△5,988
負債計	115,369,836	115,363,847	△5,988

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていがない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### ④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価

値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	8,266,016
合計	8,266,016

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	67,548,251	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	6,100,000
貸出金(*2.3)	5,157,337	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	18,264,324
経済事業未収金(*4)	1,521,796	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,457,736	—	—	—	—	—
合計	79,685,120	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	24,364,324

(\*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(\*2) 貸出金のうち、当座貸越1,801,754千円については「1年以内」に含めています。

(\*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 202,284千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 33,196千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	100,679,600	4,943,016	6,023,157	2,640,533	1,056,394	27,134

(\* ) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 【 VII 有価証券に関する注記 】

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	地方債	2,783,930	2,700,000	83,930
	政府保証債	856,510	799,391	57,118
	社債	1,139,850	1,099,742	40,108
	小計	4,780,290	4,599,133	181,156
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	670,920	695,626	△24,706
	地方債	386,570	400,000	△13,430
	社債	389,500	400,000	△10,500
	小計	1,446,990	1,495,626	△48,636
合計		6,227,280	6,094,759	132,520

(\*) なお、上記評価差額から繰延税金負債 50,108 千円を差し引いた額 82,412 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

### 2 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

### 3 当期中に売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券はありません。

### 4 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

### 5 当期中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、280 千円(全て非上場株式等)を減損処理を行っており、「外部出資評価損」に計上しています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

## 【 VIII 退職給付に関する注記 】

### 1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## 2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,089,602 千円
勤務費用	94,932 千円
利息費用	6,172 千円
数理計算上の差異の発生額	105,598 千円
退職給付の支払額	△113,647 千円
期末における退職給付債務	2,182,658 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

## 3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,187,351 千円
期待運用収益	14,495 千円
数理計算上の差異の発生額	△5,532 千円
確定給付型年金制度への拠出金	46,035 千円
特定退職金共済制度への拠出金	513 千円
退職給付の支払額	△51,896 千円
期末における年金資産	1,190,967 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

## 4 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,182,658 千円
確定給付型年金制度	△1,184,464 千円
特定退職金共済制度	△6,502 千円
未認識数理計算上の差異	△102,018 千円
貸借対照表計上額純額	889,672 千円
退職給付引当金	889,672 千円

## 5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	94,932 千円
利息費用	6,172 千円
期待運用収益	△14,495 千円
数理計算上の差異の費用処理額	929 千円
合計	87,539 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

## 6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	64%
	年金保険投資	27%
	現金及び預金	4%
	その他	5%
	合計	100%

## 7 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用収益率	1.25%

## 9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,454 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、274,134 千円となっています。

## 【 IX 税効果会計に関する注記】

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	246,083 千円
貸倒引当金	38,469 千円
賞与引当金	26,000 千円
減損損失(償却資産)	40,196 千円
減損損失(土地)	36,273 千円
資産除去債務	25,023 千円
貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	60,809 千円
繰延税金資産小計	501,312 千円

評価性引当額	△212,898 千円
繰延税金資産合計(A)	288,413 千円

#### 繰延税金負債

全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△50,108 千円
有形固定資産(除去費用)	△5,157 千円
返品資産	△9,372 千円
繰延税金負債合計(B)	△65,447 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	222,965 千円

#### 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.81%
住民税均等割等	1.82%
評価性引当額の増減	1.69%
法人税額の特別控除	△2.43%
その他	△0.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.34%

### 【 X 賃貸等不動産に関する注記 】

#### 1 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

#### 2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
1,915,740	2,041,661

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## 【 XI 収益認識に関する注記 】

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 【 XII 資産除去債務に関する注記 】

### 1 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

### 2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年～15年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

### 3 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,609 千円
時の経過による調整額	959 千円
資産除去債務の履行による減少額	△7,100 千円
期末残高	90,468 千円

## 【 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

### 1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等:移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収

に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

### 【正職員】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

#### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、発生の翌期から費用処理することとしています。

### 【正職員以外】

退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

# 4 収益及び費用の計上基準

## (1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ら、当該時点での収益を認識しています。

### ③ 保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

### ④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点での充足することから、当該時点での収益を認識しています。

### ⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点での充足することから、当該時点での収益を認識しています。

### ⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点での充足することから、当該時点での収益を認識しています。

### ⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点での充足することから、当該時点での収益を認識しています。

### ⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点での充足することから、当該時点での収益を認識しています。

### ⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点での充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

## 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、出庫の都度、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

## (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

## 【 II 会計上の見積もりに関する注記】

### 1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額 252,212 千円(繰延税金負債との相殺前)

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 541,598 千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較する

ことにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュフローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 196,286 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

#### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 【 III 貸借対照表に関する注記 】

### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,114,867千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,274,899 千円 機械装置 4,148,870 千円 土地 4,357 千円

その他の有形固定資産 686,741 千円 (構築物 584,437 千円 車両運搬具 29,884 千円 器具・備品 72,420 千円)

### 2 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,500,000千円を為替決済取引のための担保に、2,000千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

また、2,970千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

### 3 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 40,941 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 385,724 千円

### 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 160,034 千円

### 5 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 148,628 千円、危険債権額は 310,781 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 1,762 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 461,171 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,155,240 千円

・同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## 【 IV 損益計算書に関する注記 】

### 1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	94,293 千円
うち事業取引高	9,306 千円
うち事業取引以外の取引高	84,987 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	147,500 千円
うち事業取引高	103,349 千円
うち事業取引以外の取引高	44,151 千円

### 2 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、

独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
新余目支所	遊休	建物、機械装置、土地、その他の有形固定資産	業務内固定資産
立川西田加工所	遊休	土地	業務外固定資産
三川野菜育苗センター	遊休	土地	業務外固定資産
庄内町西袋 他	遊休	建物、土地、その他の有形固定資産	業務外固定資産

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

新余目支所については、イグゼあまるめの撤退に加え、今後の活用に見込みがないため事務所以外が遊休資産となりました。立川西田加工所及び三川野菜育苗センター他については、令和5年3月に事業を廃止し、今後の活用に見込みがないことから遊休資産となりました。

上記は、遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

#### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場所	建物	機械装置	土地	その他の有形固定資産	計
新余目支所	220,765	15,373	251,916	3,622	491,676
立川西田加工所	—	—	5,097	—	5,097
三川野菜育苗センター	—	—	21,219	—	21,219
庄内町西袋 他	2,478	—	21,040	88	23,606
計	223,243	15,373	299,272	3,710	541,598

#### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和4年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

### 【 V 金融商品に関する注記 】

#### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.30% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 208,139 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	63,718,513	63,715,531	△2,982
有価証券			
その他有価証券	6,152,390	6,152,390	—
貸出金	32,858,273		
貸倒引当金(*1)	△146,524		
貸倒引当金控除後	32,711,749	33,044,981	333,232
経済事業未収金	1,795,324		
貸倒引当金(*2)	△46,903		
貸倒引当金控除後	1,748,421	1,748,421	—
経済受託債権	5,533,963		
貸倒引当金(*2)	△885		
貸倒引当金控除後	5,533,078	5,533,078	—
資産計	109,864,151	110,194,401	330,250
貯金	112,235,064	112,192,469	△42,595
負債計	112,235,064	112,192,469	△42,595

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ② 有価証券

債権は、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

##### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,266,656
合計	8,266,656

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	63,718,513	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	6,300,000
貸出金(*2.3)	5,205,951	2,463,406	2,202,458	1,972,360	1,753,480	19,154,642
経済事業未収金(*4)	1,740,979	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,533,963	—	—	—	—	—
合計	76,199,406	2,463,406	2,202,458	1,972,360	1,753,480	25,454,642

(\*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(\*2) 貸出金のうち、当座貸越 1,704,286 千円については「1年以内」に含めています。

(\*3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 105,976 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 54,345 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	98,478,740	5,910,536	6,049,802	990,990	781,047	23,950

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 【 VI 有価証券に関する注記】

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	101,460	99,629
	地方債	309,030	300,000
	政府保証債	625,950	599,436
	社債	515,160	500,000
	小計	1,551,600	1,499,065
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	1,245,630	1,289,644
	地方債	2,393,500	2,500,000
	政府保証債	194,100	200,000
	社債	767,560	799,759
	小計	4,600,790	4,789,403
合計	6,152,390	6,288,468	△136,078

(\*) なお、上記評価差額に繰延税金負債 14,531 千円を加えた額△150,609 千円を、「その他有価証券評価差額金」に表示しています。

### 2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	300,000	—	14,034
地方債	400,000	27,228	—
社債	300,000	—	12,134
合計	1,000,000	27,228	26,168

## 4 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

**【 VII 退職給付に関する注記】**

## 1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## 2 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,182,658 千円
勤務費用	95,450 千円
利息費用	7,057 千円
数理計算上の差異の発生額	△26,983 千円
退職給付の支払額	△288,623 千円
期末における退職給付債務	1,969,560 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

## 3 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,190,967 千円
期待運用収益	13,972 千円
数理計算上の差異の発生額	6,812 千円
確定給付型年金制度への拠出金	36,489 千円
特定退職金共済制度への拠出金	505 千円
年金資産の移管(子会社)	44,509 千円
退職給付の支払額	△128,598 千円
期末における年金資産	1,164,656 千円

(注1) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

(注2) 年金資産の移管は、子会社との共同運用から個別運用に変更したことに伴うものです。

## 4 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,969,560 千円
確定給付型年金制度	△1,158,267 千円
特定退職金共済制度	△6,389 千円
未認識数理計算上の差異	△67,089 千円
貸借対照表計上額純額	737,814 千円
退職給付引当金	737,814 千円

## 5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	95,450 千円
利息費用	7,057 千円
期待運用収益	△13,971 千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,138 千円
合計	89,674 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

## 6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	28%
	現金及び預金	5%
	その他	4%
合計		100%

## 7 長期期待運用收益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しています。

## 8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用收益率	1.2%

## 9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,527 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、225,279 千円となっています。

## 【 VII 税効果会計に関する注記 】

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	204,079 千円
その他有価証券評価差額金	52,170 千円
貸倒引当金	24,494 千円
賞与引当金	25,447 千円
減損損失(償却資産)	104,811 千円
減損損失(土地)	99,376 千円
資産除去債務	25,294 千円
貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	64,754 千円
繰延税金資産小計	628,885 千円
評価性引当額	△376,673 千円
繰延税金資産合計(A)	252,212 千円

#### 繰延税金負債

全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△14,531 千円
有形固定資産(除去費用)	△4,633 千円
返品資産	△9,542 千円
繰延税金負債合計(B)	△29,517 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	222,695 千円

### 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期は税引前当期損失であるため注記を省略しています。

## 【 IX 貸貸等不動産に関する注記 】

### 1 貸貸不動産の状況に関する事項

当組合では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

### 2 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価
2,102,865	2,289,986

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## 【 X 収益認識に関する注記 】

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 【 XI 資産除去債務に関する注記 】

### 1 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

### 2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年～15年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

### 3 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	90,469 千円
時の経過による調整額	979 千円
期末残高	91,448 千円

## 4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	3年度	4年度
1. 当期末処分剰余金	364	295
2. 剰余金処分額	200	150
(1) 利益準備金	100	-
(2) 任意積立金	100	150
①施設整備積立金	(100)	-
②農業振興積立金	-	(150)
3. 次期繰越剰余金	164	145

- (注) 1. 任意積立のうち、積立金の種類及び目的、目標額、取崩基準は下表の通りです。  
2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

4年度 15 百万円  
3年度 19 百万円

【表】

(単位 : 百万円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期積立額	積立累計額
リスク管理積立金	会計基準の変更(資産除去債務・貸倒引当基準・減損会計等)への対応。資産償却及び有価証券の価格下落や、感染症・災害等の損失に対応し、組合経営の安定と健全な発展を図ることを目的とする。	650	①会計基準変更による多額な損失の発生。 ②債権等資産の償却及び固定資産の減損損失による多額の損失の発生。 ③有価証券の運用による多額の損失の発生。 ④感染症や災害等による多額の損失の発生。	-	300
固定資産償却積立金	固定資産の処分、解体処理等に備えることを目的とする。	50	固定資産の処分、解体処理等に取崩しを行う。	-	50
施設整備積立金	施設再編に係る固定資産取得、修繕等に備えることを目的とする。	200	施設再編に係る固定資産取得、修繕及びその他関係費用の支出に充てる場合に取崩しを行う。	-	150
農業振興積立金	農業振興の促進および自然環境・社会情勢の変化等に備えることを目的とする。	150	農家組合員に対して資材費や利用料の還元等、農業経営に関する諸支援に充てる場合に取り崩しを行う。	150	150

## 5. 部門別損益計算書（令和4年度）

(単位:百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,989	948	874	4,908	134	123	
事業費用 ②	4,045	105	30	3,746	45	117	
事業総利益 ③ (①-②)	2,944	843	844	1,162	88	6	
事業管理費 ④	2,775	711	540	1,082	169	270	
(うち減価償却費 ⑤)	(152)	(17)	(10)	(109)	(11)	(3)	
(うち人件費 ⑤')	(1,913)	(459)	(479)	(621)	(127)	(224)	
うち共通管理費⑥		156	113	243	28	35	△ 576
(うち減価償却費⑦)		(8)	(5)	(12)	(1)	(1)	(△ 29)
(うち人件費⑦')		(105)	(76)	(163)	(19)	(23)	(△ 387)
事業利益 ⑧ (③-④)	169	131	303	79	△ 80	△ 264	
事業外収益 ⑨	241	63	45	103	12	17	
うち共通分⑩		62	45	97	11	14	△ 231
事業外費用 ⑪	81	19	13	40	3	4	
うち共通分⑫		18	13	29	3	4	△ 69
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	328	174	335	141	△ 71	△ 251	
特別利益 ⑭	5	0	0	5	0	0	
うち共通分⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	547	148	107	231	27	33	
うち共通分⑰		148	107	231	27	33	△ 547
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	△ 213	26	227	△ 83	△ 99	△ 284	
営農指導事業分配賦額⑲		1	0	282	0	△ 284	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳(⑱-⑲)	△ 213	24	227	△ 365	△ 99		

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合(人件費を除く)の平均値を全部門に配賦。

(2) 営農指導事業

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合(人件費を除く)+教育情報費のうち広報発行経費の平均値を全部門に配賦。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合計
共通管理費等	27.1	19.6	42.2	5.0	6.1	100.0
営農指導事業	0.5	0.3	99.1	0.1		100.0

3. 部門別の資産

(単位:百万円)

区分	計	信用事業	共済事業	経済事業(農業関連・生活その他・農業関連)	共通資産
事業別の総資産	127,102	103,513	0	9,071	14,516
総資産(共通資産配分後)	127,102	107,447	2,846	16,809	
※(うち固定資産)	(5,561)	(1,507)	(1,089)	(2,964)	

※共通資産の他部門への配賦基準

人件費割合+事業損益割合+事業管理費割合(人件費を除く)の平均値を全部門に配賦。

配賦率	100.0%	27.1%	19.6%	53.3%
-----	--------	-------	-------	-------

## 6. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。



®

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益(事業収益)	8,358	8,033	8,046	6,670	6,989
信用事業収益	1,115	1,005	949	961	948
共済事業収益	1,089	1,008	995	920	874
農業関連事業収益	5,673	5,536	5,599	4,648	5,031
その他事業収益	480	482	501	139	134
経常利益	228	193	277	259	328
当期剰余金	168	144	70	199	△ 261
出資金 (出資口数)	4,337 (1,445,827)	4,289 (1,429,970)	4,221 (1,407,167)	4,161 (1,387,090)	4,079 (1,359,698)
純資産額	9,805	9,869	9,827	9,857	9,271
総資産額	125,189	126,471	130,835	130,806	127,102
貯金等残高	110,065	110,999	115,018	115,369	112,235
貸出金残高	29,039	29,787	29,852	32,368	32,858
有価証券残高	6,245	5,908	6,153	6,227	6,152
剰余金配当金額	-	-	-	-	-
出資配当額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	441	433	428	420	384
単体自己資本比率	15.07	14.79	14.48	14.24	14.20

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。  
 5. 経常収益(事業収益)のうち、農業関連事業収益及びその他事業収益については、25年度以前は事業直接損益を表示しておりましたが、26年度より事業直接収益を表示する方法に変更しております。

### 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	3年度	4年度	増減
資金運用収支	875	821	△ 54
役務取引等収支	29	34	5
その他信用事業収支	△ 87	△ 11	76
信用事業粗利益	904	856	△ 48
(信用事業粗利益率)	(0.83)	(0.77)	(△ 0.06)
事業粗利益	3,029	2,936	△ 93
(事業粗利益率)	(2.30)	(2.17)	(△ 0.13)
事業純益	191	146	△ 45
実質事業純益	211	162	△ 49
コア事業純益	221	160	△ 61
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	221	160	△ 61

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	3年度			4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	106,981	838	0.78	110,375	797	0.72
うち預金	68,962	370	0.53	71,212	330	0.46
うち有価証券	5,959	44	0.73	6,117	46	0.75
うち貸出金	32,060	424	1.32	33,046	421	1.27
資金調達勘定	117,193	14	0.01	120,217	10	0.00
うち貯金・定期積金	117,102	14	0.01	120,129	10	0.00
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	91	0	0.00	88	0	0.00
総資金利ざや	-	-	0.15	-	-	0.13

(注)

1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価（資金調達利回り + 経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	3年度増減額	4年度増減額
受取利息	△ 23	△ 40
うち預金	△ 21	△ 40
うち有価証券	1	2
うち貸出金	△ 4	△ 2
支払利息	△ 22	△ 4
うち貯金・定期積金	△ 22	△ 4
うち借入金	0	0
差引	△ 1	△ 36

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

### III 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高		(単位：百万円、%)		
種類		3年度	4年度	増減
流動性貯金		54,365 (46.4)	57,110 (47.5)	2,745
定期性貯金		62,632 (53.5)	62,900 (52.4)	268
その他の貯金		104 (0.1)	118 (0.1)	14
計		117,101 (100.0)	120,129 (100.0)	3,028
譲渡性貯金		- -	- -	-
合計		117,101 (100.0)	120,129 (100.0)	3,028

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	3年度	4年度	増減
定期貯金	59,392 (100.0)	53,954 (100.0)	△ 5,438
うち固定金利定期	59,376 (99.9)	53,930 (99.9)	△ 5,446
うち変動金利定期	16 (0.1)	24 (0.1)	8

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
手形貸付	39	23	△ 16
証書貸付	29,340	30,409	1,069
当座貸越	1,855	1,788	△ 67
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	825	825	0
合計	32,060	33,046	986

###### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	3年度	4年度	増減
固定金利貸出	18,805 (58.1)	19,172 (58.3)	367
変動金利貸出	13,563 (41.9)	13,686 (41.7)	123
合計	32,368 (100.0)	32,858 (100.0)	490

(注) ( ) 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
貯金・定期積金等	164	139	△ 25
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	314	248	△ 66
その他担保物	11	6	△ 5
小計	489	393	△ 96
農業信用基金協会保証	16,236	16,801	565
その他保証	6,393	5,804	△ 589
小計	22,629	22,605	△ 24
信用	9,250	9,860	610
合計	32,368	32,858	490

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	5	5	—
その他担保物	—	—	—
小計	5	5	—
信用	—	—	—
合計	5	5	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
設備資金	24,582 (76.0)	25,809 (78.6)	1,227
運転資金	7,786 (24.0)	7,049 (21.4)	△ 737
合計	32,368 (100.0)	32,858 (100.0)	490

(注) ( ) 内は構成比です。

## 2) 資金種類別

### [貸出金]

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
プロパー資金	5,262	5,036	△ 226
農業制度資金	479	494	15
農業近代化資金	77	94	17
その他制度資金	402	400	△ 2
合計	5,741	5,530	△ 211

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

種類	3年度	4年度	増減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合計	－	－	－

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	3年度	4年度	増減
農業	7,155 (22.1)	7,006 (21.3)	△ 149
林業	33 (0.1)	66 (0.2)	33
水産業	50 (0.1)	45 (0.1)	△ 5
製造業	1,651 (5.1)	2,088 (6.3)	437
鉱業	105 (0.3)	101 (0.3)	△ 4
建設・不動産業	1,632 (5.0)	1,748 (5.3)	116
電気・ガス・熱供給水道業	81 (0.2)	76 (0.2)	△ 5
運輸・通信業	464 (1.4)	563 (1.7)	99
金融・保険業	899 (2.7)	897 (2.7)	△ 2
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,393 (10.4)	3,637 (11.0)	244
地方公共団体	6,393 (19.7)	5,804 (17.6)	△ 589
非営利法人	- -	- -	-
その他	10,512 (32.9)	10,820 (32.9)	308
合計	32,368 (100.0)	32,858 (100.0)	490

(注) ( ) 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
農業	5,702	5,499	△ 203
穀作	2,841	2,653	△ 188
野菜・園芸	51	45	△ 6
果樹・樹園農業	11	14	3
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	226	254	28
養鶏・養卵	9	7	△ 2
養蚕	-	-	-
その他農業	2,564	2,525	△ 39
農業関連団体等	39	31	△ 8
合計	5,741	5,530	△ 211

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の資産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	165	33	48	84	165
	4年度	149	26	47	75	149
危険債権	3年度	331	74	167	88	329
	4年度	324	74	185	64	322
要管理債権	3年度	2	0	-	0	0
	4年度	2	0	0	0	0
三月以上延滞債権	3年度	0	0	0	0	0
	4年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	3年度	2	0	-	0	0
	4年度	2	0	0	0	0
小計	3年度	499	108	216	172	496
	4年度	474	100	232	139	471
正常債権	3年度	31,894				
	4年度	32,410				
合計	3年度	32,394				
	4年度	32,884				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債権者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	3年度				4年度					
	期首 残 高	期中 増 加 額	期中減少額		期末 残 高	期首 残 高	期中 増 加 額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	19	—	6	19	19	15	—	19	15
個別貸倒引当金	247	233	—	247	233	233	180	2	230	180
合 計	254	253	—	254	253	253	196	2	250	196

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	3年度	4年度
貸出金償却額	—	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種類	3年度		4年度		
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向	
送金・振込為替	件数	98,133	197,844	91,663	205,535
	金額	44,570	58,602	42,301	50,567
代金取立為替	件数	—	2	—	—
	金額	—	11	—	—
雜為替	件数	7,884	5,810	8,025	5,791
	金額	7,762	6,619	5,810	9,622
合計	件数	106,017	203,656	99,688	211,326
	金額	52,332	65,232	48,111	60,190

#### (4) 有価証券に関する指標

##### ① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	3年度	4年度	増減
国債	560	1,133	573
地方債	3,099	2,863	△ 236
政府保証債	799	799	0
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	1,499	1,319	△ 180
株式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合計	5,959	6,116	157

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

##### ② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

##### ③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下 3年以下	1年超 5年以下	3年超 7年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
<b>3年度</b>								
国債	-	-	-	-	-	671	-	671
地方債	-	-	-	-	-	3,171	-	3,171
政府保証債	-	-	-	-	-	856	-	856
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	1,529	-	1,529
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>4年度</b>								
国債	-	-	-	-	-	1,347	-	1,347
地方債	-	-	-	-	-	2,703	-	2,703
政府保証債	-	-	-	-	-	820	-	820
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	1,283	-	1,283
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

## (5) 有価証券等の時価情報等

### ① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

種類	3年度 貸借対照表計上額	3年度		差額	4年度		差額
		取得原価又は償却減価	貸借対照表計上額		取得原価又は償却減価	貸借対照表計上額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	101	99	1
	地方債	2,783	2,700	83	309	300	9
	政府保証債	856	799	57	625	599	26
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,139	1,099	40	515	500	15
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	4,780	4,599	181	1,551	1,499	52
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	国債	670	695	△ 24	1,245	1,289	△ 44
	地方債	386	400	△ 13	2,393	2,500	△ 106
	政府保証債	—	—	—	194	200	△ 5
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	389	400	△ 10	767	799	△ 32
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	1,446	1,495	△ 48	4,600	4,789	△ 188
合計		6,227	6,094	132	6,152	6,288	△ 136

### ② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

### ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドロップ含む）

(単位：千円)		
	3年度	4年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	-	208,868

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)		
種類	3年度	4年度
残高有り投資信託口座数	-	233

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	5,843	142,439	3,508	135,868
定期生命共済	775	2,786	905	3,432
養老生命共済	789	47,703	566	42,691
うちこども共済	294	16,303	233	15,234
医療共済	48	3,210	106	2,814
がん共済	—	301	—	291
定期医療共済	—	423	—	377
介護共済	99	1,726	106	1,818
年金共済	—	13	—	13
建物更生共済	23,204	228,912	20,560	226,632
合計	30,762	427,517	25,753	413,941

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額  
(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています)。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2	15	308	872
がん共済	0	2	0	15
定期医療共済	—	0	—	1
合計	3	18	309	889

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。  
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、  
共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	159	3,137	196	3,259
認知症共済	—	—	325	323
生活障害共済(一時金型)	289	1,144	204	1,226
生活障害共済(定期年金型)	2	97	11	98
特定重度疾病共済	291	931	194	1,034

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	64	1,945	55	1,865
年金開始後	—	1,274	—	1,260
合計	64	3,220	55	3,126

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

### (5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種類	3年度		4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	36,171	44	35,246	44
自動車共済	—	858	—	849
傷害共済	53,696	76	59,552	74
定額定期生命共済	12	0	12	0
賠償責任共済	—	2	—	2
自賠責共済	—	81	—	82
合計	—	1,063	—	1,052

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額  
(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

### 3. 農業・生活その他事業取扱実績

#### (1) 購買事業取扱実績

##### ①買取購買品

(単位:百万円)

種類	3年度 取扱高	4年度 取扱高	
生産資材	肥料	986	1,299
	飼料	1	560
	農薬	931	926
	温床資材	182	251
	出荷資材	235	248
	種苗	343	421
	その他生産資材	119	136
合計		2,801	3,844

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

#### (2) 販売事業取扱実績

##### ①受託販売品

(単位:百万円)

種類	3年度 取扱高	4年度 取扱高	
米	出荷契約米	8,048	8,114
	その他の米	2,192	2,054
計		10,240	10,168
米以外の農産物	麦・雑穀・大豆	149	208
	果実	564	619
	やさい	378	347
	花卉	246	268
	菌草	94	83
	山菜	65	76
	その他農産物	36	28
計		1,534	1,632
畜産	生乳	43	42
	肉牛	118	94
	子牛	71	68
	豚肉	585	595
	子豚	—	—
	その他畜産物	76	59
	計	895	862
産直店舗受託販売高		48	50
合計		12,719	12,714

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(注) 出荷契約米の取扱額は、4年度米農直販売(率)34.35%・全農販売(率)24.55%でみなし計上しています  
令和4年度の出荷契約米には、農協直接販売米の取扱高(5,869百万円)が含まれています。

##### ②買取販売品

(単位:百万円)

種類	3年度 取扱高	4年度 取扱高	
米	414	439	
大豆	0	0	
そば	21	41	
やさい	5	7	
果実	3	6	
合計	445	495	

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## (3) 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

科 目	費 用		科 目	収 益	
	3年度	4年度		3年度	4年度
保管材料費	4	4	保管料	138	148
保管労務費	61	64	荷役料	69	66
検査費用	0	0	検査手数料	43	42
その他費用	14	15	その他収益	11	9
合 計	80	85	合 計	263	267

## (4) 利用事業取扱実績

(単位:百万円)

施 設	3年度		4年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
藤島缶詰加工		5		5
三川麦センター		33		31
櫛引水稻育苗		35		37
合 計		73		75
				109

## (5) その他の事業取扱実績

## ①加工事業取扱実績

(単位:百万円)

施 設	3年度		4年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
立川西田加工所	22	30	17	21
月山ワイン	70	128	118	175
園特加工	27	5	0	0
合 計	121	163	135	197

## ②福祉介護事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度		4年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
福祉介護事業	33	129	45	139

## ③農用地利用調整事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度		4年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
農用地利用調整事業	0	3	143	146

## ④共同管理施設利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	3年度		4年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
共同管理施設利用事業	114	121	128	136

## ⑤その他事業取扱実績

(単位:百万円)

施 設	3年度		4年度	
	費 用	収 益	費 用	収 益
三川育苗施設	4	6	3	7
んめ農マルシェ	80	85	71	76
合 計	84	91	75	84

## ⑥指導事業收支内訳

(単位:百万円)

科 目	支 出		科 目	収 入	
	3年度	4年度		3年度	4年度
営農改善費	94	96	賦課金	103	103
生活文化費	6	6	指導事業補助金	13	15
教育情報費	19	20	実費収入	4	4
合 計	119	124	合 計	121	123

(注) 費用・収益には人件費、減価償却費等の間接損益は含まれていません。

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位 : %)

項目	3年度	4年度	増減
総資産経常利益率	0.19	0.24	0.05
資本経常利益率	2.67	3.32	0.65
総資産当期純利益率	0.18	0	△ 0.18
総資産当期損失率	0	0.15	0.15
資本当期純利益率	2.55	2.16	△ 0.39

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

=当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位 : %)

区分		3年度	4年度	増減
貯貸率	期末	28.05	29.27	1.22
	期中平均	27.37	27.50	0.13
貯証率	期末	5.39	5.48	0.09
	期中平均	5.08	5.09	0.01

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高／貯金平均残高×100



®

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	3年度	4年度
<b>コア資本にかかる基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,861	8,550
うち、出資金及び資本準備金の額	4,161	4,079
うち、再評価積立金の額	–	–
うち、利益剰余金の額	4,757	4,537
うち、外部流出予定額(△)	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56	△ 65
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	19	15
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	19	15
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
うち、回転出資金の額	–	–
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	129	61
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	9,010	8,628
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	19	16
うち、のれんに係るもの額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
前払年金費用の額	–	–
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る10パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
特定項目に係る15パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	–	–
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	19	16
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ) – (ロ)) (ハ)	8,990	8,612
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,736	55,269
資産(オン・バランス)項目	57,732	55,266
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,437	1,374
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	–	–
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,437	1,374
うち、上記以外に該当するものの額	–	–
オフ・バランス項目	3	3
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	–	–
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	–	–
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,397	5,369
信用リスク・アセット調整額	–	–
オペレーションナル・リスク相当額調整額	–	–
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	63,134	60,639
自己資本比率	–	–
自己資本比率((ハ) / (ニ))	14.24%	14.20%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。  
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法をオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポート ジャヤーの期末 残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本 額 b=a×4%	エクスポート ジャヤーの期末 残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本 額 b=a×4%
現金	737	—	—	577	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	497	—	—	1,391	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	8,900	—	—	8,611	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	200	20	1	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	1,904	110	4	1,704	90	4
地方三公社向け	413	82	3	413	82	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	69,271	13,854	554	63,687	12,737	509
法人等向け	1,089	1,074	43	1,010	1,000	40
中小企業等向け及び個人向け	1,103	693	28	2,944	2,100	84
抵当権付住宅ローン	4,976	1,736	69	4,952	1,727	69
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	214	202	8	439	542	22
取立未済手形	13	2	0	17	3	0
信用保証協会等保証付	15,360	1,498	60	16,815	1,656	66
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,828	1,828	73	1,829	1,829	73
(うち出資等のエクスポートジャヤー)	1,828	1,828	73	1,829	1,829	73
(うち重要な出資のエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	22,465	33,357	1,334	21,214	32,102	1,284
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポートジャヤー)	7,262	18,155	726	7,262	18,155	726
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポートジャヤー)	15,203	15,201	608	13,952	13,946	558
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーワ方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,463	59	—	1,374	55
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—

		3年度			4年度		
信用リスク・アセット		エクスポート ジャヤの期末 残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本 額 $b=a \times 4\%$	エクスポート ジャヤの期末 残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本 額 $b=a \times 4\%$
	標準的手法を適用するエクスポートジャヤ別計	-	-	-	-	-	-
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関連エクスポートジャヤ	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		128,976	55,924	2,237	125,809	55,266	2,210
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 <基本的手法>		オペレーションル・リスク相当 額を 8%で除して得た額	a	所要自己資本 額 $b=a \times 4\%$	オペレーションル・リスク相当 額を8%で除して得た額	a	所要自己資本 額 $b=a \times 4\%$
			5,494	220		5,397	216
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計	a	所要自己資本 額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計	a	所要自己資本 額 $b=a \times 4\%$
			61,420	2,457		63,134	2,525

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャヤの種類ごとに記載しています。  
 2.「エクスポートジャヤ」とは、リスクにされされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤ及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートジャヤのことです。  
 4.「出資等」とは、出資等エクスポートジャヤ、重要な出資のエクスポートジャヤが該当します。  
 5.「証券化(証券化エクスポートジャヤ)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャヤに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャヤのことです。  
 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。  
 7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。  
 8.当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  
 (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートージャー		日本貿易保険
法人向けエクスポートージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクスポートージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

		3年度			4年度			(単位:百万円)	
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート
内 国	国内	129,473	32,394	6,104	770	125,996	32,884	6,299	621
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 残 高 計		129,473	32,394	6,104	770	125,996	32,884	6,299	621
法 人	農業	493	493	-	-	540	540	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	41	39	-	-	36	31	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	400	-	400	-	300	-	300	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,204	-	1,204	-	1,204	-	1,204	-
	金融・保険業	67,217	825	700	-	64,108	825	600	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,150	250	-	-	1,252	196	-	-
	日本国政府・地方公共団体	10,473	6,674	3,800	-	10,361	6,167	4,195	-
	上記以外	729	669	-	-	696	615	-	-
個 人		24,816	23,444	-	304	26,143	24,510	-	259
そ の 他		21,950	-	-	466	21,355	-	-	362
業 種 別 残 高		129,473	32,394	6,104	770	125,996	32,884	6,299	621
残 存 期 間 別 残 高		129,473	32,394	6,104	770	125,996	32,884	6,299	621

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。
- 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。
- 「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4.「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	3年度				4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	19	-	6	19	19	15	-	19	15
個別貸倒引当金	247	233	-	247	233	233	180	2	230	180

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	3年度					4年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	247	233	-	247	233	-	233	180	2	230	180	0
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計	247	233	-	247	233	-	233	180	2	230	180	0
法	農業	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	100	233	-	100	233	-	233	180	-	233	180
業	個 人	138	-	-	138	-	-	-	2	△ 3	-	0
種 別 計	247	233	-	247	233	-	233	180	2	230	180	0

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	3年度			4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウエイト0%	-	10,758	10,758	-	10,581	10,581
リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト10%	-	18,354	18,354	-	18,720	18,720
リスク・ウエイト20%	59,403	8,534	67,937	58,303	5,816	64,118
リスク・ウエイト35%	-	305	305	-	4,953	4,953
リスク・ウエイト50%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト75%	-	7,462	7,462	-	2,949	2,949
リスク・ウエイト100%	1,576	16,997	18,573	1,396	17,172	18,569
リスク・ウエイト150%	279	-	279	235	-	235
リスク・ウエイト250%	-	7,262	7,262	-	7,262	7,262
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	61,258	69,672	130,929	59,934	67,453	127,387

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、この条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位:百万円)

	3年度			4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	27	-	-	10	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	10	-	-	10	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	37	802	-	20	802	-

(注)

- 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクspoージャーのことです。
- 「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価額

(単位:百万円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	8,266	8,266	8,267	8,267
合 計	8,266	8,266	8,267	8,267

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	4年度	3年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	-	-

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理を行っています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量( $\Delta EVA$ )については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変とされています。

- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NII以外に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
  - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
変動はありません。
  - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
  - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)  
特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		△EVE		△NII	
項目番号		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	656	869	17	103
2	下方パラレルシフト	0	0	4	1
3	ステイープ化	975	1,111		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	50	0		
7	最大値	975	1,111	17	103
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		8,612		8,990

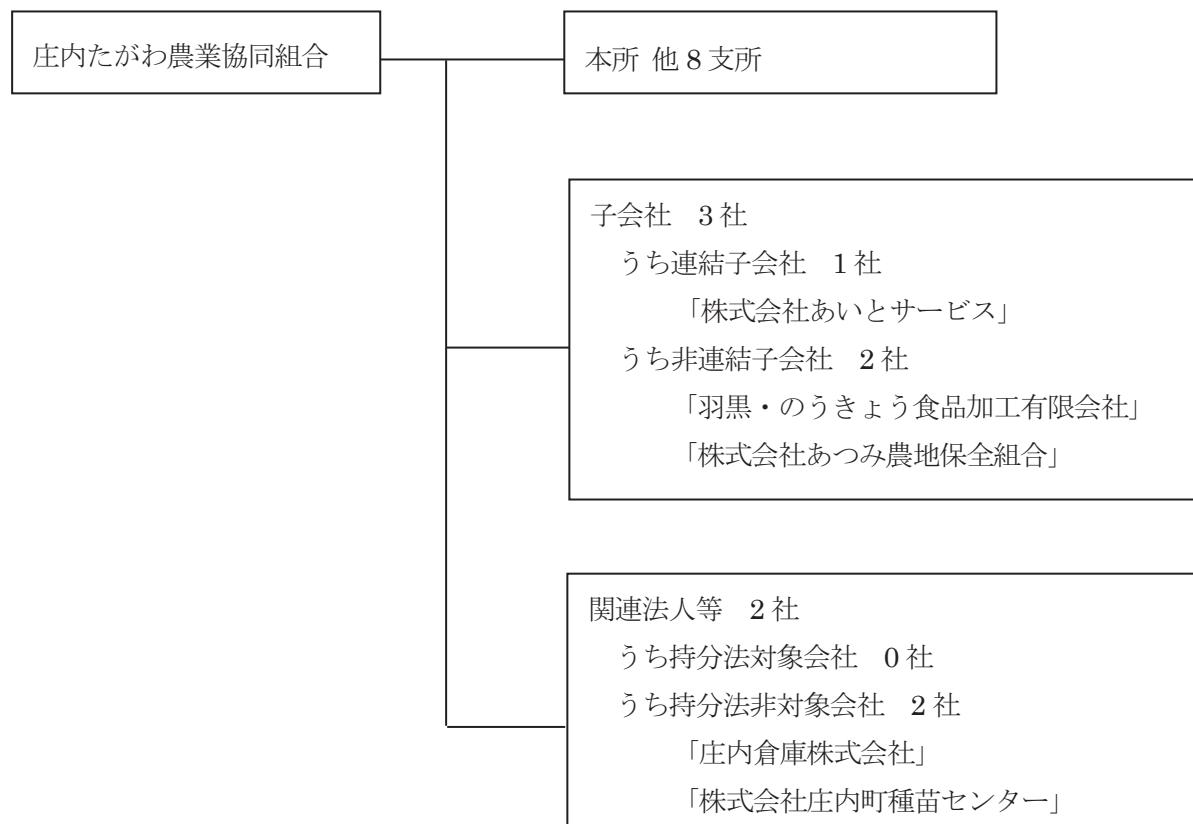
## VI 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

庄内たがわ農業協同組合のグループは、当組合、子会社3社、関連法人等2社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。また、金融業務を営む関連法人等は0社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



## (2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は事務所 の所在地	事業内容	設立 年月日	資本金	当JAの議 決権比率	他の子会 社等の議 決権比率
株式会社 あいとサービス	山形県鶴岡市 上藤島字備中 下 3 番の 1	農機事業、 車両事業、 給油・LPG 事業、葬祭 事業 等	平成 26 年 8 月 1 日	100	100.0	0.0
羽黒・のうきょう食 品加工有限会社	山形県鶴岡市 羽黒町大字川 代字川代山 406 番地	野菜を原料 とする浅漬 け加工販売 の事業	平成元年 9 月 14 日	80	60.0	0.0
株式会社あつみ 農地保全組合	山形県鶴岡市 湯温海字湯之 里 284	農業、農作 業の受託、 再委託、農 畜産物の加 工 等	平成 26 年 8 月 6 日	1	93.0	0.0

## (3) 連結事業概況（4年度）

### ◇連結事業の概況

#### ① 事業の概況

4年度の当組合の連結決算は、子会社・子法人等1社を連結し、持分法適用の関連法人等はありません。

連結決算の内容は、連結経常利益 449 百万円、連結当期剰余金△182 百万円、連結純資産 9,930 百万円、連結総資産 127,985 百万円で、連結自己資本比率は 14.39%となりました。

#### ② 連結子会社の事業概況

##### ☆株式会社あいとサービス

4年度は、売上高が 4,822,989 千円（対前年比 99.64%）、売上原価は 3,784,359 千円（対前年比 98.96%）となり、事業総利益は 1,038,629 千円（対前年比 102.21%）となりました。また、事業管理費が 921,621 千円（対前年比 101.70%）となり、営業利益 117,008 千円（対前年比 106.49%）、経常利益は 121,060 千円（対前年比 107.65%）を計上し、最終的に 78,985 千円（対前年比 109.69%）の当期利益となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連結事業収益（事業収益）	13,440	12,837	12,441	10,845	11,162
信用事業収益	1,110	1,001	945	957	945
共済事業収益	1,089	1,008	995	920	874
農業関連事業収益	5,673	5,536	5,593	4,650	5,033
その他事業収益	5,566	5,290	4,908	4,318	4,310
連結経常利益	374	338	425	372	449
連結当期剰余金	284	230	171	272	△182
連結純資産額	10,141	10,277	10,336	10,437	9,930
連結総資産額	125,797	127,180	131,422	131,545	127,985
連結自己資本比率	14.99	14.83	14.72	14.22	14.39

- (注1) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
- (注2) 連結事業収益のうち、農業関連事業収益及びその他事業収益については、25年度以前は事業直接収益を表示しておりましたが、26年度より直接事業収益を表示する方法に変更しております。



®

## (5) 連結貸借対照表（2事業年度分）

(単位:百万円)

資産			負債及び純資産																																																					
科目	3年度 (4年3月31日)	4年度 (5年3月31日)	科目	3年度 (4年3月31日)	4年度 (5年3月31日)																																																			
(資産の部)			(負債の部)																																																					
1 信用事業資産	106,862	103,564	1 信用事業負債	115,660	112,366																																																			
(1) 現金および預金	68,162	64,347	(1) 貯金	115,032	111,890																																																			
(2) 有価証券	6,227	6,152	(2) 借入金	90	93																																																			
(3) 貸出金	32,325	32,858	(3) その他の信用事業負債	531	377																																																			
(4) その他の信用事業資産	325	347	(4) 債務保証	5	5																																																			
(5) 債務保証見返	5	5	2 共済事業負債	698	678																																																			
(6) 貸倒引当金	△ 182	△ 146	(1) 共済資金	381	368																																																			
2 共済事業資産	0	0	(2) その他の共済事業負債	316	309																																																			
(1) その他の共済事業資産	0	0	3 経済事業負債	2,661	2,889																																																			
3 経済事業資産	9,395	9,769	(1) 経済事業未払金	1,033	982																																																			
(1) 経済事業未収金	1,963	2,104	(2) その他の経済事業負債	1,628	1,907																																																			
(2) 棚卸資産	1,445	1,581	4 雑負債	433	572																																																			
(3) その他経済事業資産	6,068	6,140	5 諸引当金	1,130	1,043																																																			
(4) 貸倒引当金	△ 81	△ 57	(1) 賞与引当金	122	120																																																			
4 雜資産	493	512	(2) 退職給付に係る負債	961	869																																																			
(1) 雜資産	496	514	(3) 役員退職慰労引当金	40	47																																																			
(2) 貸倒引当金	△ 3	△ 1	(4) ポイント引当金	7	6																																																			
5 固定資産	6,366	5,689	6 再評価に係る繰延税金負債	523	504																																																			
(1) 有形固定資産	6,338	5,666	負債の部合計	121,108	118,054																																																			
建物	10,617	10,420	(純資産の部)																																																					
機械装置	5,345	5,449	土地	3,308	3,009	1 組合員資本	9,441	9,210	その他の有形固定資産	2,250	2,268	(1) 出資金	4,161	4,079	減価償却累計額(控除)	△ 15,182	△ 15,480	(2) 利益剰余金	5,337	5,197	(2) 無形固定資産	28	22	(3) 処分未済持分	△ 56	△ 65	6 外部出資	8,166	8,166	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0	(1) 外部出資	8,166	8,166	2 評価・換算差額等	995	720	7 繰延税金資産	259	281	(1) その他有価証券評価差額金	82	△ 150	資産の部合計	131,545	127,985	(2) 土地再評価差額金	913	870	負債及び純資産の部合計	131,545	127,985	純資産の部合計	10,437	9,930
土地	3,308	3,009	1 組合員資本	9,441	9,210																																																			
その他の有形固定資産	2,250	2,268	(1) 出資金	4,161	4,079																																																			
減価償却累計額(控除)	△ 15,182	△ 15,480	(2) 利益剰余金	5,337	5,197																																																			
(2) 無形固定資産	28	22	(3) 処分未済持分	△ 56	△ 65																																																			
6 外部出資	8,166	8,166	(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0																																																			
(1) 外部出資	8,166	8,166	2 評価・換算差額等	995	720																																																			
7 繰延税金資産	259	281	(1) その他有価証券評価差額金	82	△ 150																																																			
資産の部合計	131,545	127,985	(2) 土地再評価差額金	913	870																																																			
負債及び純資産の部合計	131,545	127,985	純資産の部合計	10,437	9,930																																																			

## (6) 連結損益計算書（2事業年度分）

(単位:百万円)

科 目	3年度 (自 至 3年4月 1日 4年3月31日)	4年度 (自 至 4年4月 1日 5年3月31日)	科 目	3年度 (自 至 3年4月 1日 4年3月31日)	4年度 (自 至 4年4月 1日 5年3月31日)
<b>1 事業総利益</b>	<b>3,914</b>	<b>3,982</b>	(7) 販売事業収益	919	832
(1) 信用事業収益	957	945	販売品販売高	445	385
資金運用収益	893	834	販売品手数料	388	357
(うち預金利息)	( 370 )	( 330 )	その他の収益	85	89
(うち有価証券利息)	( 43 )	( 45 )	(8) 販売事業費用	416	364
(うち貸出金利息)	( 423 )	( 421 )	販売品販売原価	395	351
(うちその他受入利息)	( 56 )	( 36 )	販売費	15	13
役務取引等収益	54	58	その他の費用	5	△ 0
その他事業直接収益	—	27	<b>販売事業総利益</b>	<b>502</b>	<b>467</b>
その他経常収益	9	26	(9) その他事業収益	1,022	1,056
(2) 信用事業費用	142	104	(10) その他事業費用	635	662
資金調達費用	18	13	<b>その他事業総利益</b>	<b>387</b>	<b>393</b>
(うち貯金利息)	( 13 )	( 9 )	<b>2 事業管理費</b>	<b>3,669</b>	<b>3,646</b>
(うち給付補填備金繰入)	( 0 )	( 0 )	(1) 人件費	2,569	2,556
(うち借入金利息)	( 0 )	( 0 )	(2) その他事業管理費	1,099	1,089
(うちその他支払利息)	( 3 )	( 2 )	<b>事業利益</b>	<b>245</b>	<b>335</b>
役務取引等費用	28	27	<b>3 事業外収益</b>	<b>195</b>	<b>200</b>
その他直接費用	—	26	(1) 受取雑利息	0	0
その他経常費用	95	37	(2) 受取出資配当金	136	136
(うち貸倒引当金繰入額)	( 27 )	( — )	(3) 貸資料	38	33
(うち貸倒引当金戻入益)	( — )	( △ 33 )	(4) 外部出資等損失引当金戻入益	0	—
(うち貸出金償却)	—	0	(5) 雑収入	20	30
<b>信用事業総利益</b>	<b>814</b>	<b>841</b>	<b>4 事業外費用</b>	<b>68</b>	<b>86</b>
(3) 共済事業収益	920	874	(1) 支払雑利息	0	0
共済付加収入	883	823	(2) 寄付金	0	0
その他の収益	37	50	(3) 貸与資産費用	67	66
(4) 共済事業費用	30	26	(4) 雑損失	1	15
共済推進費及び共済保全費	30	26	(5) その他の事業外費用	—	4
その他の費用	0	0	<b>経常利益</b>	<b>372</b>	<b>449</b>
<b>共済事業総利益</b>	<b>889</b>	<b>847</b>	<b>5 特別利益</b>	<b>66</b>	<b>7</b>
(5) 購買事業収益	7,025	7,453	(1) 固定資産処分益	1	—
購買品供給高	6,463	6,877	(2) 一般補助金	14	7
購買品手数料	188	190	(3) 貸倒引当金戻入益	50	—
その他の収益	373	386	<b>6 特別損失</b>	<b>78</b>	<b>549</b>
(6) 購買事業費用	5,705	6,021	(1) 固定資産処分損	33	0
購買品供給原価	5,503	5,858	(2) 固定資産圧縮損	14	7
購買供給費	127	126	(3) 減損損失	30	541
その他の費用	75	36	(4) 外部出資評価損	0	—
<b>購買事業総利益</b>	<b>1,320</b>	<b>1,431</b>	<b>税金等調整前当期利益</b>	<b>359</b>	<b>△ 92</b>
			<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>83</b>	<b>96</b>
			<b>法人税等調整額</b>	<b>3</b>	<b>△ 6</b>
			<b>法人税等合計</b>	<b>87</b>	<b>89</b>
			<b>当期利益</b>	<b>272</b>	<b>△ 182</b>
			<b>当期剩余金</b>	<b>272</b>	<b>△ 182</b>

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書（2事業年度分）

(単位:百万円)

科 目	3年度 〔自 至 3年4月 1日 4年3月31日〕	4年度 〔自 至 4年4月 1日 5年3月31日〕
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期利益	359	-
税金等調整前当期損失	-	△ 92
減価償却費	351	345
減損損失	30	541
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△ 61
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2	△ 2
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 14	△ 84
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 3	0
信用事業資金運用収益	△ 906	△ 834
信用事業資金調達費用	18	13
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 190	△ 190
支払雑利息	0	1
有価証券関係損益(△は益)	-	△ 1
外部出資関係損益(△は益)	△ 0	-
固定資産売却損益(△は益)	0	0
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	(244)	(△ 2,741)
貸出金の純増(△)減	△ 2,530	△ 532
預金の純増(△)減	2,315	1,100
貯金の純増減(△)	437	△ 3,141
信用事業借入金の純増減(△)	△ 3	2
その他信用事業資産の増(△)減	66	△ 20
その他信用事業負債の増減(△)	△ 39	△ 149
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	(△ 28)	(△ 20)
共済貸付金の純増(△)減	-	-
共済借入金の純増減(△)	-	-
共済資金の純増減(△)	△ 6	△ 13
未経過共済付加収入の純増(△)減	△ 22	△ 7
その他共済事業資産の増(△)減	0	△ 0
その他共済事業負債の増減(△)	△ 0	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	(△ 5)	(△ 119)
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	74	△ 140
経済受託債権の純増(△)減	126	△ 70
棚卸資産の純増(△)減	78	△ 135
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 69	△ 50
経済受託債務の純増減(△)	△ 271	276
その他経済事業資産の増(△)減	16	△ 1
その他経済事業負債の増減(△)	39	2
(その他の資産及び負債の増減)	(995)	(940)
その他の資産の純増(△)減	117	35
その他の負債の純増減(△)	2	90
信用事業資金運用による収入	906	832
信用事業資金調達による支出	△ 30	△ 18
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
小 計	851	△ 2,306
雑利息及び出資配当金の受取額	137	137
雑利息の支払額	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 78	△ 72
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>910</b>	<b>△ 2,242</b>

(単位:百万円)

科 目	3年度 〔 自 至 3年4月 1日 4年3月31日 〕	4年度 〔 自 至 4年4月 1日 5年3月31日 〕
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 1,424	△ 3,288
有価証券の売却・償還による収入	1,221	3,095
補助金の受入による収入	14	7
固定資産の取得による支出	△ 303	△ 359
固定資産の売却による収入	54	141
有形固定資産の除去による支出	△ 7	–
外部出資による支出	△ 0	△ 0
外部出資の売却等による収入	0	–
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 444</b>	<b>△ 404</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
設備借入れによる収入	–	–
設備借入金の返済による支出	–	–
出資の受入による収入	–	–
出資の払戻しによる支出	△ 65	△ 66
持分の取得による支出	△ 85	△ 57
持分の譲渡による収入	78	56
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 71</b>	<b>△ 67</b>
<b>4 現金及び現金同等物の減少額(増加額)</b>	<b>394</b>	<b>△ 2,714</b>
<b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>8,365</b>	<b>8,759</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>8,759</b>	<b>6,045</b>

## (8) 連結注記表

3年度

### 【 I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 】

#### 1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等 ..... 1社

株式会社あいとサービス

- (2) 非連結子会社・子法人等 ..... 2社

羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

#### 2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 ..... 0社

該当する会社はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 ..... 0社

該当する会社はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 ..... 2社

羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 ..... 2社

庄内倉庫株式会社、株式会社庄内町種苗センター

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)および剰余金(持分に見合う額)からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

#### 3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- (1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 ..... 1社

- (2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

#### 4 のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

#### 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

#### 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係	
現金及び預金勘定	68,162,063 千円
別段預金、定期性預金	<u>△59,402,267 千円</u>
現金及び現金同等物	8,759,796 千円

## 【 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

### 1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)

    総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)

    売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

果汁

    先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

買取販売品

    個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産

    総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務

者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

### 【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

#### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

### 【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

## (5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

# 4 収益及び費用の計上基準

## (1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しています。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています。

## 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費を一括計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行い、一括計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行い、一括計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。)

## (3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

## 【 II 会計方針の変更に関する注記】

### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

#### (2) 返品権付取引に係る収益認識

購買品の返品について、従前は返品時に供給高および供給原価を控除しておりましたが、認識時点において返品されると見込まれる金額を控除した額を供給高および供給原価として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該連結会計期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の連結会計期首残高は、3,517千円減少しています。また、当連結事業年度の事業収益が766,630千円、事業費用が767,265千円減少し、事業利益、経常利益および税引前当期利益が635千円それぞれ増加しています。

## 2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44号-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当連結事業年度の計算書類への影響はありません。

## 【 III 会計上の見積もりに関する注記】

### 1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 324,898千円(繰延税金負債との相殺前)

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年6月の総代会において決議した第9次中期経営計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2 固定資産の減損

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 30,065千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年6月の総代会において決議した第9次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュフローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3 貸倒引当金

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 267,444千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

##### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 【 IV 連結貸借対照表に関する注記 】

### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,118,883 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,282,708 千円 機械装置 4,143,690 千円 土地 4,356 千円

その他の有形固定資産 688,128 千円 (構築物 583,781 千円 車両運搬具 31,816 千円 器具・備品 72,530 千円)

### 2 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000 千円を JA バンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,000,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

また、2,970 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

### 3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 161,070 千円

### 4 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2) ( i )から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 173,852 千円、危険債権額は 302,791 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 2,242 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 478,886 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,436,925 千円

・同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## 【 V 連結損益計算書に関する注記 】

### 1 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	区分
旧Aコープ浜あつみ店	遊休	土地	業務外固定資産
旧Aコープやまと店	遊休	土地	業務外固定資産
旧Aコープねずがせき店	遊休	土地	業務外固定資産
旧新余目繊維工業株	遊休	土地	業務外固定資産
旧立川資材倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧手向支所	遊休	土地	業務外固定資産
庄内町西袋 他	遊休	土地	業務外固定資産

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

旧Aコープ浜あつみ店、旧Aコープやまと店、旧Aコープねずがせき店、旧新余目繊維工業株、旧立川資材倉庫、旧手向支所については、建物が存在している土地であるため、正味売却価額の算定においては、建物の解体費用を差し引く必要があることから、土地の簿価を限度とし、それぞれの土地に存在する建物の解体費用見積額を減損損失として認識しました。

庄内町西袋他の土地については、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

#### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	土 地	計
旧Aコープ浜あつみ店	5,500	5,500
旧Aコープやまと店	4,143	4,143
旧Aコープねずがせき店	1,775	1,775
旧新余目繊維工業株	5,403	5,403

旧立川資材倉庫	4,361	4,361	
旧手向支所	7,557	7,557	
庄内町西袋 他	1,324	1,324	
計	30,065	30,065	

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和3年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 【 VI 金融商品に関する注記 】

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用

いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が 0.30% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 267,402 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	67,594,831	67,548,805	△46,026
有価証券			
その他有価証券	6,227,280	6,227,280	—
貸出金	32,325,415		
貸倒引当金(*1)	△182,704		
貸倒引当金控除後	32,142,710	32,679,116	536,405
経済事業未収金	1,963,282		
貸倒引当金(*2)	△80,073		
貸倒引当金控除後	1,883,209	1,883,209	—
経済受託債権	5,457,736		
貸倒引当金(*2)	△1,818		
貸倒引当金控除後	5,455,918	5,455,918	—
資産計	113,303,949	113,794,329	490,379
貯金	115,032,321	115,363,847	331,526
負債計	115,032,321	115,363,847	331,526

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なつていがない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	
外部出資(*1)	8,166,116
合計	8,166,116

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超

預金	67,594,831	—	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	—	6,100,000
貸出金(*2.3)	5,246,706	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	18,220,948	
経済事業未収金(*4)	1,930,085	—	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,457,736	—	—	—	—	—	—
合計	80,229,360	2,833,915	2,228,090	1,951,051	1,731,788	24,320,948	

(\*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(\*2) 貸出金のうち、当座貸越 1,801,754 千円については「1 年以内」に含めています。

(\*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 112,915 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 33,196 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	100,342,086	4,943,016	6,023,157	2,640,533	1,056,394	27,134

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

## 【 VII 有価証券に関する注記】

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額(*)
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償 却原価を超えるもの	地方債	2,783,930	2,700,000
	政府保証債	856,510	799,391
	社債	1,139,850	1,099,742
	小計	4,780,290	4,599,133
連結貸借対照表計上 国債	670,920	695,626	△24,706

額が取得原価又は償却原価を超えないもの	地方債	386,570	400,000	△13,430	
	社債	389,500	400,000	△10,500	
	小計	1,446,990	1,495,626	△48,636	
	合計	6,227,280	6,094,759	132,520	

(\*) なお、上記評価差額から繰延税金負債 50,108 千円を差し引いた額 82,412 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 2 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

## 3 当連結会計期中に売却したその他有価証券

当連結会計期中に売却したその他有価証券はありません。

## 4 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 5 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券

当連結事業年度中において、280 千円(全て非上場株式等)を減損処理を行っており、「外部出資評価損」に計上しています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

## 【 VIII 退職給付に関する注記 】

### 1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### 2 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,320,154 千円
勤務費用	112,148 千円
利息費用	6,172 千円
数理計算上の差異の発生額	97,021 千円
退職給付の支払額	△122,286 千円
連結会計期末における退職給付債務	2,413,210 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

### 3 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	1,335,156 千円
期待運用収益	14,495 千円
数理計算上の差異の発生額	△3,226 千円

確定給付型年金制度への拠出金	56,678 千円
特定退職金共済制度への拠出金	850 千円
退職給付の支払額	△54,247 千円
連結会計期末における年金資産	1,349,705 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

#### 4 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,413,210 千円
確定給付型年金制度	△1,338,585 千円
特定退職金共済制度	△11,120 千円
未認識数理計算上の差異	△102,018 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	961,486 千円
退職給付金に係る負債	961,486 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	961,486 千円

#### 5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	112,148 千円
利息費用	6,172 千円
期待運用収益	△14,495 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△9,953 千円
合計	93,872 千円

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

#### 6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	26%
	現金及び預金	6%
	その他	5%
	合計	100%

#### 7 長期期待運用收益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しています。

## 8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.02%～1.51%

長期期待運用收益率 1.25%

## 9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,454 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、274,134 千円となっています。

## 【 IX 税効果会計に関する注記】

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	270,579 千円
貸倒引当金	43,459 千円
賞与引当金	35,551 千円
減損損失(償却資産)	40,196 千円
減損損失(土地)	36,273 千円
資産除去債務	25,023 千円
貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	63,610 千円
繰延税金資産小計	543,157 千円
評価性引当額	△218,258 千円
繰延税金資産合計(A)	324,898 千円

#### 繰延税金負債

全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△50,108 千円
有形固定資産(除去費用)	△5,157 千円
返品資産	△9,372 千円
繰延税金負債合計(B)	△65,447 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	259,450 千円

### 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.81%
住民税均等割等	1.82%
評価性引当額の増減	5.82%
法人税額の特別控除	△2.43%
その他	△1.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.34%

## 【 X 貸貸等不動産に関する注記 】

### 1 貸貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

### 2 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,915,740	2,041,661

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。  
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## 【 XI 収益認識に関する注記 】

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 【 XII 資産除去債務に関する注記 】

### 1 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

### 2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年～15年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

3 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	96,609 千円
時の経過による調整額	959 千円
資産除去債務の履行による減少額	△7,100 千円
連結会計期末残高	90,468 千円



®

## 【 I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 】

### 1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等 ..... 1 社

株式会社あいとサービス

(2) 非連結子会社・子法人等 ..... 2 社

羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当連結会計期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

### 2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等 ..... 0 社

該当する会社はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 ..... 0 社

該当する会社はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 ..... 2 社

羽黒・のうきょう食品加工有限会社、株式会社あつみ農地保全組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 ..... 2 社

庄内倉庫株式会社、株式会社庄内町種苗センター

持分法非適用の非連結子会社・子法人等および関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)および剰余金(持分に見合う額)からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

### 3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末日 ..... 1 社

(2) 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

### 4 のれん勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

### 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

### 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

現金及び預金勘定	64,347,820 千円
別段預金、定期性預金	△58,302,267 千円
現金及び現金同等物	6,045,553 千円
<b>【 II 重要な会計方針に係る事項に関する注記】</b>	
<b>1 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</b>	
(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法	
① 子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法	
② その他有価証券	
・時価のあるもの:時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
・市場価格のない株式等:移動平均法による原価法	
(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品(肥料・飼料・農薬の数量管理品)	
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)	
購買品(上記以外)	
売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)	
果汁	
先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)	
買取販売品	
個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)	
その他の棚卸資産	
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)	
<b>2 固定資産の減価償却の方法</b>	
(1) 有形固定資産	
定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)	
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。	
(2) 無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合及び子会社等における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しています。	
<b>3 引当金の計上基準</b>	
(1) 貸倒引当金	
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。	
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。	
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収	

に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、各支所信用課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した信用部経済対策課が査定結果を検証しています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

### 【正職員】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

#### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

#### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計期から費用処理することとしています。

### 【正職員以外】

退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく連結会計期末要支給額を計上しています。

## (5) ポイント引当金

事業利用の促進を目的とする総合取引ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

## 4 収益及び費用の計上基準

### (1) 収益認識関連

当組合及び子会社等は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合及び子会社等が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等

は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、ワイン・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

三川麦センター・櫛引水稻育苗センター・藤島缶詰加工の施設を設置して、共同で利用する事業であり当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 農用地利用調整事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 共同管理施設利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンターの施設を設置して、利用組合へ当該施設を賃貸する事業であり、当組合及び子会社等は利用組合との契約に基づき、施設を賃貸する義務を負っています。利用組合に対する履行義務は、各施設の賃貸期間が経過した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計期の費用に計上しています。

## 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (2) 米共同計算

当組合及び子会社等は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費を一括計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行い、一括計算を行う「JA共同計算」を行っており、「JA共同計算」には、当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行い、一括計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)を計算し、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、経済受託債務残高を生産者への精算金として留保します。最終精算時には当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除し、生産者に精算金として支払っています。

(相殺する会計処理は、概算金は月次、その他は連結事業年度末において会計処理を行っています。)

## (3) 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

福祉介護事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として福祉介護用具の供給・貸与等に関与している場合には、純額で収益を認識して、福祉介護手数料として表示しています。

農用地利用調整事業収益については、当組合及び子会社等が代理人として農地等を貸し付けているものを純額で収益を認識して、農用地利用調整手数料として表示しています。

## 【 III 会計上の見積もりに関する注記】

### 1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 311,013千円(繰延税金負債との相殺前)

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2 固定資産の減損

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 541,598千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年5月の理事会で決議した早期警戒制度に対応する中期損益計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3 貸倒引当金

(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 205,736 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

#### ③ 翌連結事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 【 IV 連結貸借対照表に関する注記 】

### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,114,867 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 3,274,899 千円 機械装置 4,148,870 千円 土地 4,357 千円

その他の有形固定資産 686,741 千円 (構築物 584,437 千円 車両運搬具 29,884 千円 器具・備品 72,420 千円)

### 2 担保に供している資産

定期預金のうち、11,700,000 千円を JA バンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、8,000,000 千円を為替決済取引のための担保に、2,000 千円を指定金融機関の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

また、2,970 千円を施設の警備等の保証金や敷金等の保証金として差し入れており、それぞれその他経済事業資産、雑資産勘定に計上しています。

### 3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 160,034 千円

### 4 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 148,628 千円、危険債権額は 310,781 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は1,762千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,171千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,155,240千円

・同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## 【 V 連結損益計算書に関する注記 】

### 1 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については管理会計を単位としている支所を基本にグルーピングし、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や農業関連施設(青果物集出荷所、選果場、CE、RC、育苗施設、堆肥センター、薬液調合施設、農業倉庫等)は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与することから、共用資産と認識しています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	区分
新余目支所	遊休	建物、機械装置、土地、その他の有形固定資産	業務内固定資産
立川西田加工所	遊休	土地	業務外固定資産
三川野菜育苗センター	遊休	土地	業務外固定資産
庄内町西袋 他	遊休	建物、土地、その他の有形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

新余目支所については、イグゼあまるめの撤退に加え、今後の活用に見込みがないため事務所以外が遊休資産となりました。立川西田加工所及び三川野菜育苗センター他については、令和5年3月に事業を廃止し、今後の活用に見込みがないことから遊休資産となりました。

上記は、遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能見込価額で評価し、簿価との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	建 物	機械装置	土 地	その他の有形 固定資産	計
新余目支所	220,765	15,373	251,916	3,622	491,676
立川西田加工所	—	—	5,097	—	5,097
三川野菜育苗センター	—	—	21,219	—	21,219
庄内町西袋 他	2,478	—	21,040	88	23,606
計	223,243	15,373	299,272	3,710	541,598

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、令和4年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

## 【 VI 金融商品に関する注記 】

### 1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合及び子会社等管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、営業債権である経済事業未収金及び経済受託債権は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ② 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が208,139千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	63,763,226	63,715,531	△47,695
有価証券 その他有価証券	6,152,390	6,152,390	—
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	32,858,273 △146,524 32,711,749		33,044,981
経済事業未収金	2,104,136		333,232

貸倒引当金(*2)	△56,351			
貸倒引当金控除後	2,047,785	2,047,785	—	
経済受託債権	5,533,963			
貸倒引当金(*2)	△885			
貸倒引当金控除後	5,533,077	5,533,077	—	
資産計	110,208,228	110,493,765	285,536	
貯金	111,890,774	112,192,469	301,695	
負債計	111,890,774	112,192,469	301,695	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### ④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資(*1)	8,166,756
合計	8,166,756

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

#### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	63,763,226	—	—	—	—	—
有価証券(*1) その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	6,300,000
貸出金(*2.3)	5,205,950	2,463,406	2,202,458	1,972,360	1,753,480	19,154,642
経済事業未収金(*4)	2,049,791	—	—	—	—	—
経済受託債権	5,533,963	—	—	—	—	—
合計	76,552,931	2,463,406	2,202,458	1,972,360	1,753,480	25,454,642

(\*1) 有価証券については、企業会計基準委員会の適用指針に基づき、額面ベースでの償還予定額を記載しているため、貸借対照表計上額とは一致しません。

(\*2) 貸出金のうち、当座貸越 1,704,286 千円については「1年以内」に含めています。

(\*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 105,976 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 63,795 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

#### (5) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	98,134,449	5,910,536	6,049,802	990,989	781,046	23,949

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 【 VII 有価証券に関する注記】

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額(＊)
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	101,460	99,629	1,831
	地方債	309,030	300,000	9,030
	政府保証債	625,950	599,436	26,514
	社債	515,160	500,000	15,160
	小計	1,551,600	1,499,065	52,535
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,245,630	1,289,644	△44,014
	地方債	2,393,500	2,500,000	△106,500
	政府保証債	194,100	200,000	△5,900
	社債	767,560	799,759	△32,199
	小計	4,600,790	4,789,403	△188,613
合計		6,152,390	6,288,468	△136,078

(＊) なお、上記評価差額から繰延税金負債 14,531 千円を差し引いた額△150,609 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当連結会計期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	300,000	—	14,034
地方債	400,000	27,228	—
社債	300,000	—	12,134
合計	1,000,000	27,228	26,168

4 当連結会計期において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

**【 VII 退職給付に関する注記】**

1 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国役職員共済会との契約による特定退

職金共済制度を採用しています。なお、正職員以外の退職給付引当金および退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る連結会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## 2 退職給付債務の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における退職給付債務	2,413,210 千円
勤務費用	131,202 千円
利息費用	7,057 千円
数理計算上の差異の発生額	△30,062 千円
退職給付の支払額	△308,577 千円
連結会計期末における退職給付債務	2,212,830 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務を含めています。

## 3 年金資産の連結会計期首残高と連結会計期末残高の調整表

連結会計期首における年金資産	1,349,705 千円
期待運用収益	13,971 千円
数理計算上の差異の発生額	3,732 千円
確定給付型年金制度への拠出金	45,396 千円
特定退職金共済制度への拠出金	815 千円
退職給付の支払額	△137,529 千円
連結会計期末における年金資産	1,276,091 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の年金資産を含めています。

## 4 退職給付債務及び年金資産の連結会計期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,212,830 千円
確定給付型年金制度	△1,265,885 千円
特定退職金共済制度	△10,206 千円
未認識数理計算上の差異	△102,018 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	834,720 千円
退職給付金に係る負債	834,720 千円
連結貸借対照表に計上された負債の純額	834,720 千円

## 5 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	131,202 千円
利息費用	7,057 千円
期待運用収益	△13,971 千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,138 千円

合計	125,426 千円
----	------------

(注) 勤務費用には、簡便法適用職員の退職給付費用を含めています。

## 6 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです(または、年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです)。

確定給付型年金制度	一般勘定	100%
特定退職金共済制度	債券	63%
	年金保険投資	28%
	現金及び預金	5%
	その他	4%
	合計	100%

## 7 長期期待運用收益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しています。

## 8 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.02%～1.51%
長期期待運用收益率	1.2%

## 9 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,527 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、225,279 千円となっています。

## 【 IX 税効果会計に関する注記 】

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	249,048 千円
貸倒引当金	27,717 千円
賞与引当金	34,998 千円
減損損失(償却資産)	104,811 千円
減損損失(土地)	99,376 千円
資産除去債務	25,294 千円

貸倒引当金自己否認額	28,456 千円
その他	121,772 千円
繰延税金資産小計	691,480 千円
評価性引当額	△380,466 千円
繰延税金資産合計(A)	311,013 千円

繰延税金負債	
全農合併交付金	△809 千円
その他有価証券評価差額金	△14,531 千円
有形固定資産(除去費用)	△4,633 千円
返品資産	△9,542 千円
繰延税金負債合計(B)	△29,517 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	281,496 千円

## 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期は税引前当期損失であるため注記を省略しています。

## 【 X 貸貸等不動産に関する注記】

### 1 貸貸不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、鶴岡市その他の地域において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

### 2 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,102,865	2,289,986

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。  
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

## 【 XI 収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 【 XII 資産除去債務に関する注記】

### 1 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の一部の施設については、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に關し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物資を除去する義務に關しても資産除去債務を計上しています。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年～15年、割引率は0.45%～2.41%を採用しています。

3 当連結会計期末における当該資産除去債務の総額の増減

連結会計期首残高	90,469千円
時の経過による調整額	979千円
連結会計期末残高	91,448千円

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	3 年度	4 年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	5,049	5,336
2 利益剰余金増加高	301	210
当期剰余金	272	△182
園芸振興支援積立金取崩による増加額	10	-
リスク管理積立金取崩による増加額	-	350
再評価差額金取崩による増加高	19	42
3 利益剰余金減少高	13	350
園芸振興支援積立金取崩	10	-
会計方針の変更による累積的影響額	3	-
リスク管理積立金取崩額	-	350
4 利益剰余金期末残高	5,337	5,197

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	3 年度	4 年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	165	149	△16
危険債権額	331	324	△7
要管理債権額	2	2	0
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	2	2	0
合 計 (A)	499	474	△25
うち担保・保証付債権額 (B)	323	332	9
担保・保証控除後債権額 (C)	176	142	△34
個別計上貸倒引当金残高 (D)	165	133	△32
差 引 額 (E) = (C) - (D)	11	9	△2
一般計上貸倒引当金残高	18	14	△4
正常債権額	31,908	32,410	502

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

　　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

　　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

### (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	3 年度	4 年度
信 用 事 業	事業収益	957	945
	経常利益	126	172
	資産の額	106,862	103,564
共 済 事 業	事業収益	920	874
	経常利益	379	338
	資産の額	0	0
農 業 関 連 事 業	事業収益	4,650	5,033
	経常利益	△70	△20
	資産の額	9,395	9,769
そ の 他 事 業	事業収益	4,318	4,310
	経常利益	△63	△41
	資産の額	15,287	14,652
計	事業収益	10,845	11,162
	経常利益	372	449
	資産の額	131,544	127,985

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇連結自己資本比率の状況

5年3月末における連結自己資本比率は、14.39%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	庄内たがわ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,013百万円(前年度 4,104百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	前期末	経過措置による不算入額	当期末	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,241		9,059	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,161		4,079	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	5,137		5,046	
うち、外部流出予定額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56		△ 65	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るもの額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7		15	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7		15	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	129		61	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	9,377		9,137	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	20	-	16	-
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	20	-	16	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
退職給付に係る資産の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	20		16	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)(ハ))	9,357		9,120	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	58,353		56,003	
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	58,349		55,999	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	1,437		1,374	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	1,437		1,374	
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	3		3	
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,451		7,360	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	65,805		63,363	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(二))	14.22%		14.39%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本リスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	前期末			当期末		
	エクスポートジャーヤーの期末残高 a	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポートジャーヤーの期末残高 a	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	567	-	-	585	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	696	-	-	1,391	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	9,501	-	-	8,612	-	-
地方公共団体金融機関向け	200	20	1	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	1,904	110	4	1,704	90	4
地方三公社向け	413	82	3	413	83	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,510	13,502	540	63,688	12,738	510
法人等向け	1,085	1,074	43	1,010	1,000	40
中小企業等向け及び個人向け	7,457	5,451	218	2,944	2,100	84
抵当権付住宅ローン	305	106	4	4,953	1,727	69
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	537	662	26	440	542	22
取立未済手形	14	3	0	17	3	0
信用保証協会等保証付	16,250	1,596	64	16,816	1,657	66
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,729	1,729	69	1,729	1,729	69
(うち出資等のエクスポートジャーヤー)	1,729	1,729	69	1,729	1,729	69
(うち重要な出資のエクスポートジャーヤー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	21,690	32,577	1,303	22,048	32,935	1,317
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャーヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポートジャーヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポートジャーヤー)	7,262	18,156	-	7,262	18,156	726
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャーヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャーヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャーヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポートジャーヤー)	14,428	14,421	577	14,786	14,780	591
証券化	-	-	-	-	-	-
うちSTC要件適用分	-	-	-	-	-	-
うち非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーウェイト)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,437	57	-	1,375	55
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーヤーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポートジャーヤー別計	-	-	-	-	-	-

CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポートジャヤー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	129,857	58,349	2,980	126,550	55,999	3,626
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	7,451	298		7,360	294	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	65,805	2,632		63,363	2,535	

(注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャヤーの種類ごとに記載しています。  
 2.「エクスポートジャヤー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートジャヤーのことです。  
 4.「出資等」とは、出資等エクスポートジャヤー、重要な出資のエクスポートジャヤーが該当します。  
 5.「証券化(証券化エクスポートジャヤー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャヤーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャヤーのことです。  
 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。  
 7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
 8.当連結グループでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理体制、方針等は、単体の開示内容(注意)をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

#### ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R& I )
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		3年度			4年度			三月以上延滞エクスポート
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート	うち貸出金等	うち債券	
国内	農業	130,096	32,394	6,104	770	126,736	32,884	6,299
	国外	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 残 高 計		130,096	32,394	6,104	770	126,736	32,884	6,299
業種別	農業	493	493	-	-	540	540	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	41	39	-	-	36	31	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	400	-	400	-	300	-	300
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1,204	-	1,204	-	1,204	-	1,204
	金融・保険業	67,217	825	700	-	64,108	825	600
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,150	250	-	-	1,252	196	-
	日本国政府・地方公共団体	10,473	6,674	3,800	-	10,361	6,167	4,195
	上記以外	729	669	-	-	696	615	-
個人		24,816	23,444	-	304	26,143	24,510	-
その他		22,573	-	-	466	22,095	-	362
業種別	残高計	130,096	32,394	6,104	770	126,736	32,884	6,299
期限別	1年以下	69,366	1,857	-	10	65,509	1,821	-
	1年超3年以下	2,173	2,173	-	2	1,715	1,715	-
	3年超5年以下	1,990	1,990	-	7	2,264	2,264	-
	5年超7年以下	2,168	2,168	-	-	1,893	1,893	-
	7年超10年以下	2,431	2,431	-	-	2,067	2,067	-
	10年超	27,325	21,221	6,104	-	28,941	22,642	6,299
	期限の定めないもの	24,644	555	-	752	24,348	482	-
	残存期間別	残高計	130,096	32,394	6,104	770	126,736	32,884
(注)								

1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート)に該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバリティプ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。  
「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。  
「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバリティプ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	3年度					4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	19	-	6	19	19	15	-	19	15
個別貸倒引当金	247	233	-	247	233	233	180	2	230	180

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	3年度					4年度					期末 残高	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	247	233	-	247	233	-	233	180	2	230	180	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	247	233	-	247	233	-	233	180	2	230	180	
法人	農業	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上記以外	100	233	-	100	233	-	233	180	-	233	
	個人	138	-	-	138	-	-	-	2	△ 3	-	
業種別計	247	233	-	247	233	-	233	180	2	230	180	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	3年度			4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウエイト0%	-	10,758	10,758	-	10,581	10,581
リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト10%	-	18,354	18,354	-	18,720	18,720
リスク・ウエイト20%	59,403	8,534	67,937	58,303	5,816	64,118
リスク・ウエイト35%	-	305	305	-	4,953	4,953
リスク・ウエイト50%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト75%	-	7,462	7,462	-	2,949	2,949
リスク・ウエイト100%	1,576	17,621	19,197	1,396	17,913	19,309
リスク・ウエイト150%	279	-	279	235	-	235
リスク・ウエイト250%	-	7,262	7,262	-	7,262	7,262
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	61,258	70,296	131,553	59,934	68,193	128,127

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの)、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P. 85)をご参照ください。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位:百万円)

	3年度			4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	802	-	-	802	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	27	-	-	10	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	10	-	-	10	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	37	802	-	20	802	-

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスク対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## (6) 証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理体制、方針等は、単体の開示内容(p. 11)をご参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(p. 86)をご参照ください。

### ② 出資その他これに類するエクspoージャーの連結貸借対照表計上額及び時価額

(単位:百万円)

	3年度		4年度	
	連結貸借 対照表計上額	時価評価額	連結貸借 対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	8,166	8,166	8,166	8,166
合 計	8,166	8,166	8,166	8,166

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	3年度	4年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容(p. 84)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		$\triangle$ EVE		$\triangle$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	656	869	17	103
2	下方パラレルシフト	0	0	4	1
3	ステイープ化	975	1,111		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	50	0		
7	最大値	975	1,111	17	103
8	自己資本の額	当期末		前期末	
		9,120		9,357	

## VII 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 1 私は、当JAの4年4月1日から5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有效地に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和5年7月1日

庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長 海藤 喜久男



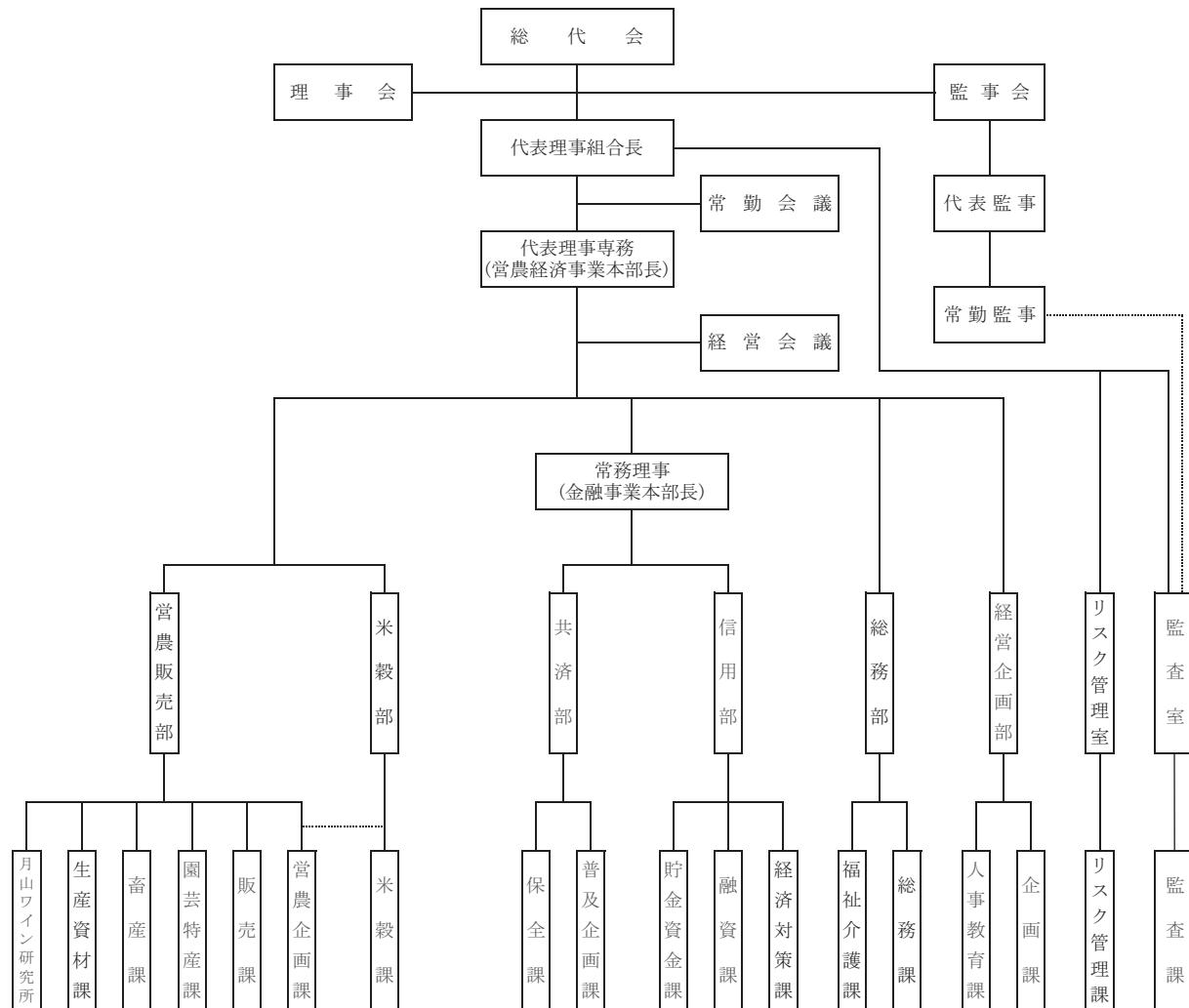
®

## 【 JAの概要 】

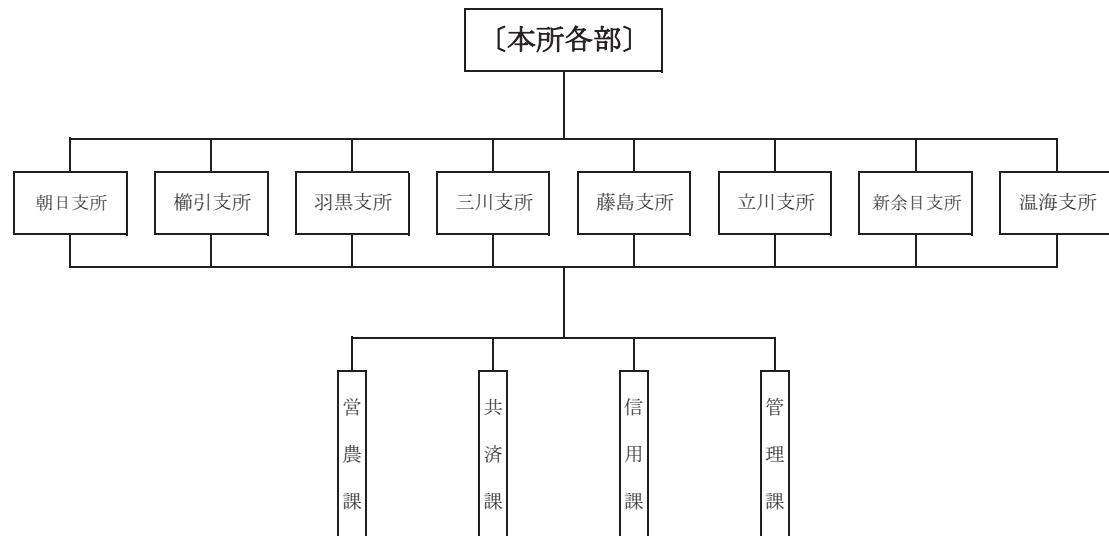
令和5年6月21日現在

### 1. 庄内たがわ農業協同組合機構図

#### [ 本所 ]



#### [ 支所 ]



## 2. 役員構成（役員一覧）

(令和5年6月21日 現在)

役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏 名	担 当 職 務
代表理事組合長	常勤	有	海藤喜久男	
代表理事専務	常勤	有	小林馨	営農経済事業本部長
常務理事	常勤	無	佐藤茂春	金融事業本部長
理事	非常勤	無	鍬持康光	管理・金融
理事	非常勤	無	鈴木聰	営農・経済
理事	非常勤	無	加藤智	営農・経済
理事	非常勤	無	川井利光	管理・金融
理事	非常勤	無	佐藤宣夫	管理・金融
理事	非常勤	無	阿部博義	管理・金融
理事	非常勤	無	黒田暢	営農・経済
理事	非常勤	無	渡部修	営農・経済
理事	非常勤	無	大沼恒司	営農・経済
理事	非常勤	無	上林淳	管理・金融
理事	非常勤	無	佐藤浩幸	管理・金融
理事	非常勤	無	疋田勝幸	営農・経済
理事	非常勤	無	宮崎康史	管理・金融
理事	非常勤	無	鈴木茂	営農・経済
理事	非常勤	無	田中壽一	営農・経済
理事	非常勤	無	清野大輔	営農・経済
理事	非常勤	無	小林忠好	管理・金融
理事	非常勤	無	佐藤昌幸	営農・経済
理事	非常勤	無	丸山晃聖	営農・経済
代表監事	非常勤		押切光久	
常勤監事	常勤		佐藤敏勝	
監事	非常勤		齋藤忠克	
監事	非常勤		伊藤篤	
監事	非常勤		牧一男	
監事	非常勤		斎藤昇栄	員外監事

## 3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士清水芳彦氏及び公認会計士西村克広氏であります。

## 4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	3年度末	4年度末	増 減
正組合員 個人	11,202	10,897	△ 305
法人	85	90	5
計	11,287	10,987	△ 300
准組合員 個人	6,529	6,655	126
法人	905	903	△ 2
計	7,434	7,558	124
合 計	18,721	18,545	△ 176

## 5. 組合員組織の状況

組織名	構成員数
生産組合長会	292名
青年部	169名
女性部	898名
庄内柿生産組織連絡協議会	771名
ブルーベリー部会	49名
さくらんぼ部会	75名
赤かぶ部会	67名
長ねぎ部会	114名
枝豆部会	46名
加工なす部会	25名
アスパラガス部会	41名
ミニトマト部会	32名
温室メロン部会	21名
ネットメロン部会	11名
里芋部会	25名
花き部会	98名
椎茸部会	31名
養豚部会	12名
肉用牛部会	30名
酪農部会	7名
農政対策推進協議会	2,494名

(注) 令和4年度の組織の状況を表示しています。

## 6. 特定信用事業代理業者の状況

区分	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理行を営む営業所又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者			

## 7. 地区一覧

(令和5年7月現在)

- ・鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村）
- ・東田川郡庄内町（旧・余目町、旧・立川町）
- ・東田川郡三川町

## 8. 組合の沿革・歩み

平成7年4月1日、山形県内庄内地区の田川地区管内8JA（旧JAふじしま、旧JA庄内温海、旧JAしんあまるめ、旧JA立川、旧JA庄内三川、旧JA羽黒、旧JA櫛引町、旧JA庄内朝日）が合併し、庄内たがわ農業協同組合（JA庄内たがわ）を設立しました。

JA庄内たがわは、鶴岡市（旧・藤島町、旧・温海町、旧・羽黒町、旧・櫛引町、旧・朝日村）、庄内町（旧・余目町、旧・立川町）、三川町の1市2町（旧・7町1村）からなる3行政区管内の広域JAであります。

鶴岡市上藤島に本所事務所を置き、8支所を有しています。

### 平成7年度

- 4月 庄内たがわ農業協同組合発足
- 6月 羽黒支所庄内柿脱済施設起工
- 9月 櫛引支所庄内柿集出荷施設完成
- 12月 櫛引支所カントリーエレベーター上棟

### 平成8年度

- 4月 余目町花き種苗センター稼動・第1回通常総代会
- 7月 羽黒支所カントリーエレベーター上棟式
- 9月 羽黒支所カントリーエレベーター完成稼動
- 12月 「ヤマユリロード」オープン
- 3月 新余目西部カントリーエレベーター起工

### 平成9年度

- 5月 インターネットホームページ開設・藤島支所種子センターサイロ増強工事起工
- 6月 新余目西部カントリーエレベーター上棟
- 9月 ふれあい食材ブロック化スタート・（株）エーコープ庄内設立総会・新余目西部カントリーエレベーター稼動
- 10月 （株）エーコープ庄内設立
- 1月 櫛引町役場にATM設置
- 2月 助け合い組織「ふれあいハッピーの会」発足
- 3月 藤島町役場にATM設置

### 平成10年度

- 4月 購買オンラインシステム稼動・広域配送センターオープン
- 5月 朝日村役場前にATM設置
- 1月 東郷支所起工

### 平成11年度

- 4月 東郷支所新装オープン
- 8月 櫛引支所 ATM 南部店オープン
- 11月 JA庄内たがわホームページ「もつけだねっと」設置
- 3月 JAグリーンふじしま店起工式

### 平成12年度

- 4月 女性部朝日支部直売店オープン
- 5月 南部CE起工式
- 5月 JAグリーンふじしま店オープン
- 10月 福祉用具貸与事業開始

### 平成13年度

- 5月 三川支所 ATM 押切店オープン
- 8月 枝豆新ブランド「庄内ちやまめ」初出荷式
- 9月 農産物検査機関発足式・民間検査員第1期生が登録証交付
- 9月 立川カントリーエレベーター稼動
- 10月 「第1回月山ワイン新酒フェスティバル」の開催
- 3月 契約いちご部会設立

### 平成14年度

- 5月 女性参与理事会初出席
- 5月 JA庄内たがわ人参部会設立総会
- 7月 アスパラガス部会1億円達成祝賀会
- 8月 安全農産物供給対策本部設置
- 9月 JA庄内たがわしいたけ部会2億円達成記念大会
- 2月 企業協力会「飛翔会」発足
- 3月 JAグリーンコーナー櫛引オープン記念イベント

## 平成15年度

- 5月 たがわシンボルマーク・キャラクター・ロゴ・キャッチフレーズお披露目
- 5月 インターネットショッピング「JAタウン」出店
- 8月 広域配送センターオープンセレモニー
- 3月 JA庄内たがわ枝豆部会設立総会
- 3月 「商品開発委員会」第1回委員会開催
- 3月 山戸・福栄出張所オープンセレモニー

## 平成16年度

- 4月 たがわ統一アスパラ部会設立
- 6月 花卉販売額5億円達成記念祝賀会
- 8月 農産物生産安定対策本部設置
- 9月 温海椎茸生産組合販売高1億円達成祝賀会
- 11月 JA庄内たがわ「准組合員親睦交流会」開催
- 1月 女性部10周年記念事業「海外女性文化交流集会」開催
- 1月 青年部「冬期盟友研修会並びに10周年記念式典」開催

## 平成17年度

- 6月 「JA庄内たがわ合併10周年記念」合同竣工式並びに記念誌発行祝賀会
- 9月 山形県漁業協同組合と葬祭事業で業務提携
- 10月 庄内たがわまるごとフェアを愛知県内のAコープ3店舗で開催
- 1月 雪害対策本部を設置
- 1月 オートパル中央並びにオートパル庄内町がオープン

## 平成18年度

- 7月 新余目基幹支所移転オープン
- 8月 藤島基幹支所移転オープン
- 11月 JAグリーンコーナー庄内町店オープン
- 1月 鶴岡市との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結
- 2月 凍霜害等異常気象対策本部を設置
- 3月 新品種「のびのび」生産販売総決起大会

## 平成19年度

- 6月 生活いきいき館オープン
- 8月 女性部が日本赤十字山形県支部に新潟中越地震への義援金を寄付
- 12月 グリーンコーナー羽黒店オープン
- 3月 優良ふるさと食品中央コンクール国産農林產品利用部門で「はえぬき麺」が農林水産大臣賞受賞
- 3月 融雪遅延対策本部を設置

## 平成20年度

- 6月 「産直パペット」オープン
- 8月 集中豪雨被害対策本部設置
- 8月 女性部が日本赤十字社山形県支部に岩手・宮城内陸地震への義援金を寄与
- 10月 三川基幹支所移転
- 10月 JA-SS「タキタロードあさひ」オープン

## 平成21年度

- 5月 ユーアイコープ組合員親子と田植え交流会
- 9月 JAインショップ「旬菜市場」が鶴岡こぴあ店を開設
- 10月 つや姫初出荷式
- 11月 やまぶしロードはぐろSSオープン
- 12月 湯殿山スキー学校とスポンサー契約
- 1月 消防団協力事業所に当JAが選出

## 平成22年度

- 4月 庄内映画村オープンセット内に直売所をオープン
- 7月若い男女に出会いの場を提供する「ふれあい交流会」を開催
- 9月 JA庄内たがわ合併15周年記念「第34回月山ワインまつり」を開催
- 11月 山形県JA代表者緊急決起集会でTPP参加反対を求める
- 12月 「ふじの花ロード」「フラワーロード庄内」「フルーツロードくしひき」の愛称でセルフスタンドをオープン
- 3月 女性部が被災者へ義援金468万円を寄付

## 平成23年度

- 4月 鶴岡市と小中学校の給食用野菜を納入する協定を結ぶ
- 5月 南部庄内柿部会設立総会
- 11月 「なの花ロードみかわ」セルフスタンドを開業
- 2月 JA青年部櫛引支部が手づくり看板全国コンクールで最優秀賞を受賞
- 3月 黒井組合長が全国農業協同組合特別功労賞を受賞
- 3月 庄内柿生産組織連絡協議会が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞

## 平成24年度

- 5月 庄内農業高校で自転車安全運転教室
- 9月 まるごとJA庄内たがわ「食」の旅
- 11月 第26回JA山形県大会
- 11月 JA庄内たがわ農業まつり  
つや姫コンテスト2012
- 12月 児童養護施設「七窓恩園」に米を贈呈
- 12月 鶴岡警察署より農産物提供による被害者支援活動に寄与し感謝状を受ける

## 平成25年度

- 5月 献饌田御田植祭
- 9月 第37回月山ワインまつり
- 9月 献饌田抜穂祭
- 10月 庄内柿出荷出発式
- 12月 つや姫コンテスト2013

## 平成26年度

- 5月 TPPから食と暮らし・いのちを守る山形県民集会
- 8月 株式会社あいとサービス設立祝賀会
- 10月 「ワインde婚活」開催
- 2月 月山ワイン山ぶどう研究所大高根農場記念山形県農業賞受賞祝賀会

## 平成27年度

- 4月 福祉介護支援センター開設
- 7月 合併20周年記念事業  
「にっぽん丸クルーズ北海道の旅」
- 9月 合併20周年記念事業  
「第39回月山ワインまつり」
- 10月 合併20周年記念式典並びに記念講演会

## 平成28年度

- 9月 日本農業新聞「移動編集局」が開局
- 1月 JA青年部櫛引支部の手作り看板が全国コンクールでJA全農賞を受賞
- 2月 「JA 営農指導実践全国大会」で営農販売部佐藤昌幸係長が最優秀賞を獲得
- 3月 園芸販売高40億円必達大会

## 平成29年度

- 4月 第11回フェミナリーズ世界ワインコンクールで最高位の金賞受賞
- 1月 農事組合法人あさひの輝き・まんてん(朝日)が山形県ベストアグリ賞を受賞
- 1月 (株)あつみ農地保全組合(温海)が鶴岡市農業発展奨励賞を受賞
- 2月 ジャパン・ワイン・チャレンジ2017月山ワインの「ソレイユ・ルバン甲州シユールリー2016」が最高賞を受賞

## 平成30年度

- 7月 日本ワインコンクール2018で  
「月山ワイン 豊穣神話 甲州」が  
金賞並びにコストパフォーマンス賞  
を獲得
- 7月 産直施設「んめ農マルシェ」オープン
- 10月 通所介護施設「えがお・デ・あいと」  
オープン
- 1月 鶴岡市やJA、大学などの6者による  
農業の人材育成・確保に関する協定  
締結式

## 令和元年度

- 7月 日本ワインコンクール2019で  
「豊穣神話 甲州」「ソレイユ・ルバン  
甲州シユール・リー2018」が銀賞を獲得
- 7月 産直施設「んめ農マルシェ」1周年  
感謝祭
- 11月 大嘗祭へ庄内柿を献上
- 2月 女性向け庄内柿剪定講習会 開催

## 令和2年度

- 4月 第15回フェミナリーズ世界ワイン  
コンクールで「ソレイユ・ルバン  
ヤマソービニオン2018」が金賞を受賞
- 5月 鶴岡市立農業者育成学校(SEADS)開校
- 6月 産直「んめ農マルシェ」オンライン  
ショップ開設
- 7月 花き集荷施設へ花き予冷庫竣工

### 令和3年度

- 4月 第15回フェミナリーズ世界ワイン・コンクールで金賞を受賞
- 7月 東京五輪・パラリンピック選手へメロン贈呈
- 10月 第24回ジャパン・ワイン・チャレンジ2021で2銘柄が銀・銅賞を受賞  
産直「んめマルシェ」3周年

### 令和4年度

- 4月 第16回フェミナリーズ世界ワイン・コンクールで金賞を受賞
- 5月 献饌田御田植祭
- 7月 日本ワイン・コンクールで4銘柄が銀賞、銅賞、奨励賞を受賞  
産直「んめ農マルシェ」4周年記念祭
- 9月 献饌田御抜稲祭
- 12月 JA全農と月山ワイン共同企画商品  
「月のささやき」発売

## 9. 店舗等のご案内

(令和5年7月31日 現在)

店舗名	住所	電話番号	CD・ATMの設置台数
本所	999-7611 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	0235-64-3000	
温海支所	999-7204 鶴岡市湯温海字湯之里284番地	0235-43-3411	1台
新余目支所	999-7781 東田川郡庄内町余目字土堤下36番1	0234-42-1000	2台
立川支所	999-6601 東田川郡庄内町狩川字小野里54番地	0234-56-2133	1台
藤島支所	999-7604 鶴岡市藤浪4丁目105番2	0235-64-2212	1台
三川支所	997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東18番地の2	0235-66-2323	1台
羽黒支所	997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰9番地の5	0235-62-2141	1台
櫛引支所	997-0342 鶴岡市三千刈字藤掛18番地	0235-57-2150	1台
朝日支所	997-0404 鶴岡市下名川字落合7番地	0235-53-2512	1台

(店舗外CD・ATM設置台数 6台)

設置場所	設置場所
鶴岡市(旧・温海町) 山戸	鶴岡市(旧・藤島町) Aコープふじしま
鶴岡市(旧・温海町) 福栄	三川町 東郷
庄内町(旧・立川町) 立谷沢	鶴岡市(旧・羽黒町) 泉





URL <http://www.ja-shonai.or.jp/>  
E-mail [tagawa@ja-shonai.or.jp](mailto>tagawa@ja-shonai.or.jp)